

平成 27 年度 自己点検・評価報告書

平成 28 年 6 月

学校法人 誠広学園
平成医療短期大学

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価報告書の概要	19
3. 自己点検・評価の組織と活動	21
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	23
基準Ⅰ-A 建学の精神	24
基準Ⅰ-B 教育の効果	26
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	31
◇ 基準Ⅰについての特記事項	33
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	34
基準Ⅱ-A 教育課程	35
基準Ⅱ-B 学生支援	44
◇ 基準Ⅱについての特記事項	56
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	57
基準Ⅲ-A 人的資源	58
基準Ⅲ-B 物的資源	63
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	66
基準Ⅲ-D 財的資源	69
◇ 基準Ⅲについての特記事項	72
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	73
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	74
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	77
基準Ⅳ-C ガバナンス	80
◇ 基準Ⅳについての特記事項	82
【選択的評価基準 地域貢献の取り組みについて】	83

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人誠広学園は、母体である医療法人社団誠広会が岐阜県内のリハビリテーションの充実のために、昭和 59 年に開校した「岐阜リハビリテーション学院」を引き継ぎ、平成 3 年 3 月に設立された。平成医療専門学院に改称し、医療分野のスペシャリスト育成機関として地域に貢献してきた。その伝統と実績を継承し、平成 21 年 4 月に平成医療短期大学を開学した。

平成医療短期大学は、学校法人誠広学園の設置主旨である「誠意と親切と広い心」を理念に、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、医療の知識と技術向上に努め、地域医療福祉等に貢献できる人材を養成することを建学の精神としている。また、全学の教育目的として「建学の精神を理念として、豊かな一般教養の上に専門分野の実践的な学問及び技術を深く教授し、地域社会等に貢献し得る優秀な人材を養成する。」を掲げ、時代の変化とともにリハビリテーション学科に作業療法専攻、視機能療法専攻を増設するなど次のように変容を図ってきた。

昭和 59 年 4 月	医療法人社団誠広会が「岐阜リハビリテーション専門学院」を現平野総合病院西館 4 階に開設（入学定員 20 名）
昭和 61 年 4 月	岐阜リハビリテーション専門学院を現在地に移転
昭和 63 年 4 月	岐阜視能訓練専門学院を開設（入学定員 30 名）
平成元年 4 月	岐阜リハビリテーション専門学院入学定員の増員（定員 30 名）
平成 2 年 4 月	岐阜リハビリテーション専門学院と岐阜視能訓練専門学院を統合し、平成医療専門学院に改称。それぞれ理学療法学科と視能訓練学科とする。
平成 3 年 4 月	学校法人誠広学園を設立して組織変更を行う。
平成 4 年 4 月	理学療法学科の入学定員を増員（入学定員 20 名→60 名）
平成 5 年 4 月	看護学科（入学定員 40 名）、「作業療法学科」（入学定員 30 名）開設
平成 9 年 4 月	理学療法学科の入学定員を増員（入学定員 60 名→80 名）、作業療法学科の入学定員を増員（入学定員 30 名→40 名）
平成 17 年 4 月	看護学科看護師 2 年課程通信制（入学定員 200 名）を開設
平成 20 年	平成医療専門学院（看護学科、理学療法学科、看護学科看護師 2 年課程通信制）の学生募集を停止
平成 20 年 10 月	平成医療短期大学の設置認可、看護学科（入学定員 80 名、3 年課程）リハビリテーション学科理学療法専攻（入学定員 80 名、3 年課程）
平成 21 年 4 月	平成医療短期大学開学
平成 22 年 3 月	平成医療専門学院看護学科看護師 2 年課程通信制の廃止
平成 23 年 3 月	平成医療専門学院（看護学科、理学療法学科）の廃止
平成 25 年 8 月	平成医療短期大学入学定員増員の変更認可（160 名→240 名）
平成 25 年	平成医療専門学院（作業療法学科、視能訓練学科）の学生募集を停止

平成 26 年 4 月	平成医療短期大学リハビリテーション学科作業療法専攻（入学定員 40 名）視機能療法専攻（入学定員 40 名）の増設
平成 28 年 3 月	平成医療専門学院（作業療法学科、視能訓練学科）の廃止
現在に至る	

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（平成28年5月1日現在）

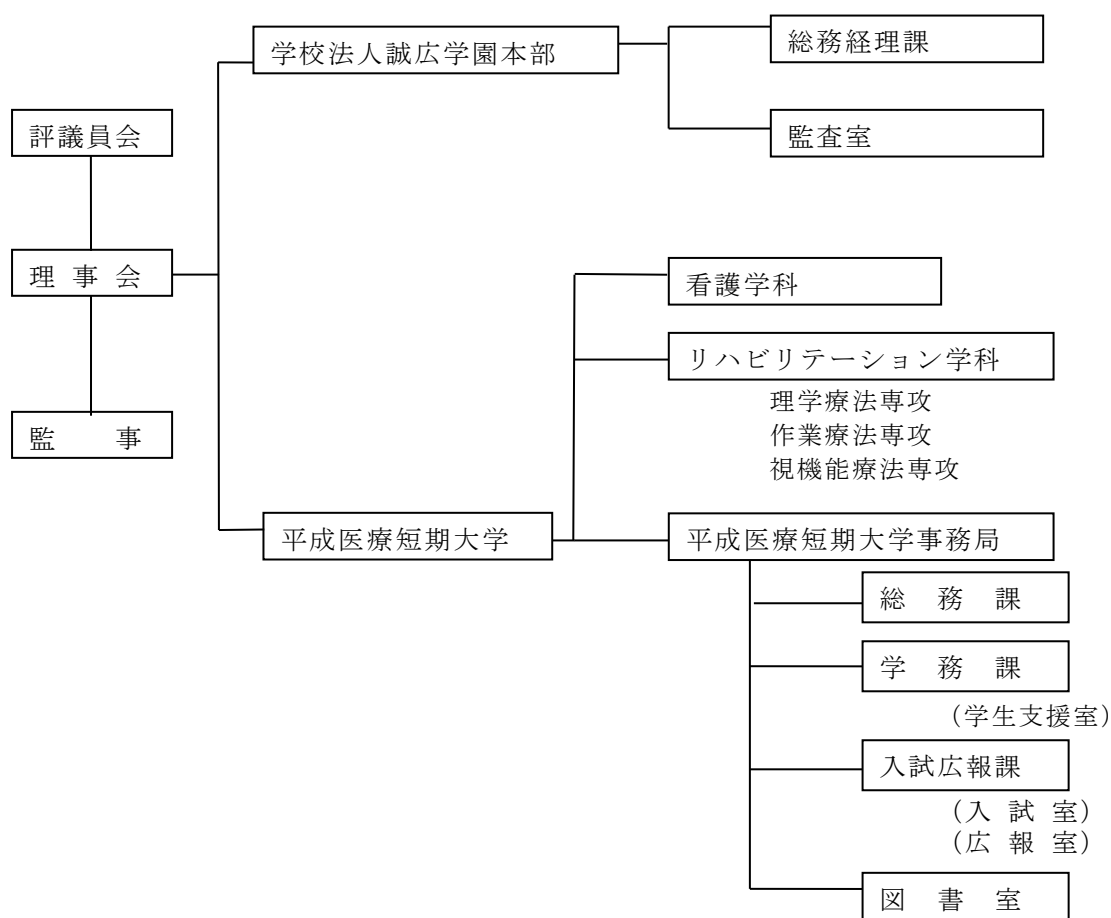
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
平成医療短期大学	岐阜県岐阜市黒野 180 番地	240	720	671

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 専任教員、非常勤教員、専任事務職員、非常勤事務職員数（平成28年5月1日現在）

短期大学名	専任教員数	非常勤教員数	専任事務職員数	非常勤事務職員数
平成医療短期大学	45	117	18	3

- 組織図（平成28年5月1日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 地域社会のニーズ

昭和 59 年 4 月に医療法人社団誠広会が創設した「岐阜リハビリテーション専門学院」(理学療法士養成学校:入学定員 20 名)の開校以来、国家資格を必要とする理学療法士、看護師、作業療法士、視能訓練士の養成校として、30 年以上にわたり、医療技術者を養成・輩出し、地域医療福祉に貢献している。

短期大学の第 1 期卒業生となった平成 23 年以降の卒業生に対する本学への平成 24 年度における求人数は看護学科においては県内 29 施設 383 人(求人率 4.9 倍)、県外 320 施設 14,124 人(求人率 181 倍)、リハビリテーション学科においては県内 65 施設 116 人(求人率 3.3 倍)、県外 460 施設 1701 人(求人率 48.6 倍)と非常に需要が高い状況となっており、本学の『「誠意と親切と広い心」を理念に、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、医療の知識と技術向上に努め、地域医療福祉等に貢献できる人材を養成する。』の建学の精神に則り、地域社会のニーズに寄与しているところである。

また、地域貢献の取り組みとして、本学周辺にある医療福祉関係施設、特に近隣の肢体不自由児施設や養護学校をはじめ、本学の実習施設でもある「岐阜リハビリテーションホーム」「特別養護老人ホーム黒野あそか苑」「岐阜地域児童発達支援センターポッポの家」などから恒例行事開催時における学生及び教員へのボランティア活動への参加要請を受けており、多くの学生が参加している。本学の基本的精神の一つである人間愛の醸成にも大きな効果となっている。その他、毎年10月に開催する本学の学園祭では、地域住民も参加できる健康をテーマとした講演を開催し、好評を得ている。全学実施する短大周辺の清掃(クリーン活動)や全国交通安全運動に連動した路上での運動等を実施するなど、地域と一体化した短期大学づくりを進めているが、より住民に開かれた親しみのある大学になるよう充実に努めているところである。

■ 地域社会の産業の状況

大学が位置する岐阜県岐阜市は、岐阜県の中南部に位置し、名古屋から電車で約 20 分の場所にある。人口は約 41 万人、面積は 202.89k m²で、岐阜県の県庁所在地として行政、文化、経済の中心都市である。歴史的にも斉藤道三や織田信長の城下町として栄え、金華山、岐阜城、長良川の鶺鴒など観光にも力を入れている。

産業面では、以前は繊維産業が盛んであったが、近年は衰退し、中心市街地の空洞化が目立ってきているが、駅前地区の再開発などで活性化を図っている。

■ 立地地域の人口動態

※毎年度5月1日現在の数字。

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
岐阜県	人 口	2075,790	2066,959	2055,830	2044,416	2033,631
	世帯数	740,459	743,930	744,212	747,950	751,799
岐阜市	人 口	419,945	419,040	417,123	415,695	414,980
	世帯数	171,013	172,254	172,609	173,628	175,095

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地域	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岐阜県	150	85.7	144	86.2	130	79.3	164	75.6	195	79.3
愛知県	12	6.9	11	6.6	14	8.5	23	10.6	18	7.3
長野県	1	0.6	4	2.4	3	1.8	11	5.1	7	2.8
滋賀県	－	－	4	2.4	2	1.2	3	1.4	2	0.8
石川県	－	－	1	0.6	3	1.8	－	－	－	－
福井県	3	1.8	－	－	3	1.8	2	0.9	3	1.2
その他	9	5.4	－	－	9	5.6	14	6.5	21	8.5
合 計	175	100.0	167	100.0	164	100.0	217	100.0	246	100.0



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマB 教育の効果〕 ○ 平成25年度に教育目的の見直しが行われたが、学則に定められた教育目的とウェブサイト掲載の教育目的が異なっているため、記述の整合性について再検討されたい。 ○ 大学全体の目的、学科・専攻課程の目的が、それぞれの場所・媒体によって不統一な内容で掲示・掲載されていることについては、教育目的を学生に適切に伝えるための工夫をすることが望まれる。	○ 学則の目的を、全学及び各学科・専攻ごとに議論のうえ、具体化を行い学生に判りやすい記述としている。 教育改革の卒後アンケートなどの調査分析を行い、地域社会に貢献できる人材養成のための各学科の特性などを検証のうえ、教育目的についてもPDCAサイクルにより見直しの取組を行う。 ○ 教育目的を全学の目的、各学科・専攻課程の目的に分けて表記している。掲示等にあたり、訴求対象、場の特性を考慮した効果的な掲示・掲載をしている。 課題提言の趣旨を踏まえ、さらに工夫を行う。	
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマA 教育課程〕 ○ シラバスごとに記載内容にばらつきがみられるので、記載事項の工夫も含め点検・改善を通じて学習支援の充実に生かされたい。	○ シラバスについては、学務委員会カリキュラム検討部会で内容確認と調整を行っているが、さらに工夫が必要と考えている。 今後、「シラバス作成の	○ 教員の解釈の相違により若干不統一な項目もあるが、以前に比べ改善された。

	ためのガイドライン（仮称）」を学務委員会で作成して、科目担当に周知し学生への学習支援に取り組む。	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ A 人的資源〕 ○ 毎月 1 回職員が講師となる職員研修が実施されるなど SD 活動は実施されているが、今後は、平成 26 年 4 月に定められた SD に関する規程に基づく実施が望まれる。	○ 平成 26 年 4 月に施行した「平成医療短期大学 SD 推進委員会規程」に基づき、年度予算を設け、毎月 1 回の研修を実施している。	○ 各職員が自身の担当業務等をテーマに発表や学外研修等で得た情報についての報告をすることにより、各人の能力開発、職員全体の意識向上、情報共有に繋がっているといえる。毎月 1 回の研修開催は定着しており、引き続き継続していく。
〔テーマ B 物的資源〕 ○ 消防訓練は、教職員を対象に関連施設の病院と合同で実施されているが、教職員、特に学生を対象とした防災訓練が実施されていないので、今後の防災対策のためにも実施が望まれる。	○ 平成 27 年 11 月、学生を対象とした地震対策訓練を実施した。授業中の地震発生を想定し、初期行動の訓練を行った。	○ 学生の防災意識の向上に繋がった。今後、継続して全学的な訓練を行うことにより、緊急時に迅速な行動が取れるようにする。
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス 〔テーマ C ガバナンス〕 ○ 評議員会欠席者の委任状について、議案一括承認の委任状となっているため、議案ごとに賛否を問う委任状に改善されたい。	○ 平成 27 年度より、議案ごとに賛否を問う委任状に改善した。なお、議案の賛否は、議決権の行使であるため、次回からは議決権行使書に改める。	○ 各議案の賛否について明確になった。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
特になし。		

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

留意事項	履行状況
(平成 24 年 2 月 3 日通知) 短期大学に相応しい教育課程や教員の研究支援体制等となっていないため、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の強化等を通じて、必要な整備に努めるとともに、教員間の理念・目的意識の共有を図るよう努めること。	・理念・目的意識の共有 FD 研修においては、教員のみでなく事務職員も参加し、授業改善および学生指導の方向性を共有している。 一方、SD 研修においても事務職員のみでなく教員も参加し、学生募集や管理運営の方向性を共有している。また、各委員会・教授会は全て教員・事務職員の両方で組織されており、双方の意見を調整したうえで意思統一が図られている。なお、平成 24 年度入試における第 2 志望学科への合格については、学長・教員・事務職員の間で十分検討したうえで、その可否を決定した。 <第 2 志望合格者数・入学者数> (リハビリテーション学科のみ実施) 平成 23 年度…合格者 39 名 入学者 14 名 平成 24 年度…合格者 5 名 入学者 2 名 ・教育課程の改善 リハビリテーション学科におけるシラバス中の国家試験対策の内容は平成 24 年度より変更した。また、「理学療法特論Ⅰ・Ⅱ」は国家試験対策ではなく、知識の統合を目的として、基礎的な解剖学・生理学の知識と疾患・評価・治療等の知識を関連付けるための学習を行っており、さらなる授業改善にも取り組んでいる。また、平成 25 年度に向けて、学生が履修しやすい、より理解がすすむ教育課程を学務委員会を中心に、FD 委員会とも連携して準備した。なお、シラバス中の授業計画の具体性が乏しかった部分は平成 24 年度より改善した。

	・教員の研究支援体制 1. 年間の研究費としては、共同研究費 350 万円、個人研究費 35 万円の予算を確保し、各教員の研究・論文等に必要な経費を配分している。 2. 各教員は週 1 回程度、大学院・病院での臨床研修等を行っており、地域の大学・病院と連携した研修・研究を奨励している。 3. 上記の研究・臨床研修と講義を両立しやすい体制づくりをするために、教員の増員を図っている。4 月に看護学科において 4 名新規採用した。 ・ファカルティ・ディベロップメント (FD) の強化 1. 講演会および研修会の実施 【講演会】 担当の専任教員による、就職・キャリア支援の全国的な状況・課題についての講演を実施した。 【研修会】 ①岐阜大学奥村教授による、精神看護学の側面から学生を把握するための研修を実施した。 ②岐阜大学加藤教授による、求める学生像から教育方法を考えるための研修を 2 回実施した。 ※特に②の研修は効果が高く、その後、各教員は具体的な授業改善に取り組んでいる。また、教員のみでなく事務職員も参加し、全教員と事務職員の目的意識の共有を図ることができた。なお、その後 3 回目の研修も実施した。 2. 教員相互の授業参観およびアンケートの実施 平成 24 年度は看護学科において実施した。 ※リハビリテーション学科は 22 年度に実施済み。
--	--

引き続き、医療系短期大学にふさわしい施設整備の整備計画及び使用計画を策定し、着実に実行すること。	3. 学生による授業評価アンケートの実施 前学期及び後学期の終了時に実施し、学生からの意見をもとに授業方法および学習環境の改善に取り組んでいる。アンケート結果は各教員へフィードバックし、教員はそれに基づく意見書(改善案)を提出する。次にFD委員が意見書(改善案)をまとめて教授会で公開している。また、学生へは具体的取り組みを含めて公開した。 4. FD活動に関する全国的あるいは地域的なネットワークへ参加 外部でのさまざまな取組みを学ぶことで本学の活動に活かしていく。 ・ 学生からの要望への対応 授業への要望についてはFD委員会よりアンケートをとり、その他のことについても各委員会において検討し、有益なものは実行に移し、学生の学びやすい環境づくりに努めている。なお、平成23年に学生より要望のあった電子レンジについては、食堂近くに2台設置し、有効に活用されている。また、視覚的情報を正確に伝えるため、A館のプロジェクターを最新のもので天井付けにし、さらに、講堂・F館へプロジェクターを新規に設置した。 ・ バリアフリー化 A館とB館の間の通路のバリアフリー化工事を実施し、車いすでの移動に支障がないようにした。なお、雨天に対応できるよう、屋根も設置した。 ・ 具体的障害者支援体制の確立 平成23年までに、「平成医療短期大学施設等環境整備計画」の一環として「障害者等学内支援体制」を明文化していたが、平成24年度より、実際に障害者が入学した場合を想定して「具体的障害者支援体制」を構築した。
---	--

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	備考
看護学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	84	87	74	83	87	
	入学定員充足率 (%)	105.0%	108.8%	92.5%	103.8%	108.8%	
	収容定員	240	240	240	240	240	
	在籍者数	263	262	241	251	244	
	収容定員充足率 (%)	109.6%	109.2%	100.4%	104.6%	101.7%	
リハビリテーション学科 理学療法専攻	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	85	79	82	90	74	
	入学定員充足率 (%)	106.3%	98.8%	102.5%	112.5%	92.5%	
	収容定員	240	240	240	240	240	
	在籍者数	206	230	250	248	238	
	収容定員充足率 (%)	85.83%	95.83%	104.2%	103.3%	99.2%	
リハビリテーション学科 作業療法専攻	入学定員			40	40	40	
	入学者数			32	44	37	
	入学定員充足率 (%)			80.0%	110.0%	92.5%	
	収容定員			40	80	120	
	在籍者数			32	76	106	
	収容定員充足率 (%)			80.0%	95.0%	88.3%	
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	入学定員			40	40	40	
	入学者数			29	29	28	
	入学定員充足率 (%)			72.5%	72.5%	70.0%	
	収容定員			40	80	120	
	在籍者数			29	57	83	
	収容定員充足率 (%)			72.5%	71.3%	69.2%	

② 卒業者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
看護学科	41	78	82	70	84
リハビリテーション学科 理学療法専攻	29	41	50	76	69
リハビリテーション学科 作業療法専攻	—	—	—	—	—
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	—	—	—	—	—
合計	70	119	132	146	153

③ 退学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
看護学科	6	7	6	3	10
リハビリテーション学科 理学療法専攻	11	13	7	16	15
リハビリテーション学科 作業療法専攻	—	—	—	0	7
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	—	—	—	1	2
合計	17	20	13	20	34

④ 休学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
看護学科	5	11	12	6	12
リハビリテーション学科 理学療法専攻	8	11	21	5	19
リハビリテーション学科 作業療法専攻	—	—	—	1	10
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	—	—	—	0	1
合計	13	22	33	12	42

⑤ 就職者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
看護学科	34	71	80	66	81
リハビリテーション学科 理学療法専攻	23	34	41	67	52
リハビリテーション学科 作業療法専攻	—	—	—	—	—
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	—	—	—	—	—
合計	57	105	121	133	133

⑥ 進学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
看護学科	1	4	2	0	1
リハビリテーション学科 理学療法専攻	0	0	0	0	0
リハビリテーション学科 作業療法専攻	—	—	—	—	—
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	—	—	—	—	—
合計	1	4	2	0	1

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

① 教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
看護学科	4	2	5	9	20	10		3	0	38	保健衛生 学関係（看 護学関係）
リハビリテーショ ン学科	5	5	1	0	11	6		2	0	59	保健衛生 学関係（看 護学関係 を除く）
理学療法専攻	2	2	1	2	7	6		2	0		
作業療法専攻	2	2	1	2	7	6		2	0		
視機能療法専攻	2	2	1	1	6	6		2	1		
(小計)	9	9	3	3	24	28		9	1	97	
〔その他の組織等〕 一般教養科目担当										20	
短期大学全体の入 学定員に応じて定 める専任教員数 〔ロ〕							4	2			
(合計)	13	11	8	12	44		32	11	1	117	

② 教員以外の職員の概要 (人)

	専任	兼任	計
事務職員	17	2	19
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	1	2
その他の職員	0	0	0
計	18	3	21

③ 校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
	校舎敷地	6,473.62	0	0	6,473.62	7,200	11,603.62 ㎡ /671 名= 17.29302533	
	運動場用地	5,130.00	0	0	5,130.00			
	小計	11,603.62	0	0	11,603.62			
	その他	1,325.52	0	0	1,325.52			
	合計	12,929.14	0	0	12,929.14			

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	10,335.64	0	0	10,335.64	6,650	—

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
15	1	19	1	1

専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
36

図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
看護学科	6,495 (108)	27 (3)	10 (0)	623	274	0
理学療法専攻	4,930 (796)	24 (6)	3 (3)	168	370	0
作業療法専攻	2,624 (88)	12 (1)	2 (2)	80	194	0
視機能療法専攻	1,194 (120)	12 (5)	1 (1)	69	144	0
共 通	6,991 (776)	23 (4)	0 (0)	147	1,346	0
計	22,234 (1,888)	98 (19)	16 (6)	1,087	2,328	0

図書館	面積（㎡）	閲覧席数	収納可能冊数
	285.28 ㎡	133 席	28,000 冊
体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	484.70 ㎡	柔道場 102.20 ㎡	西秋沢運動場 5,130.00 ㎡

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	平成医療短期大学ホームページでの公開 (http://www.heisei-iryou.ac.jp)
2	教育研究上の基本組織に関すること	
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	平成医療短期大学ホームページでの公開 (http://www.heisei-iryou.ac.jp)

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■学習成果をどのように規定しているか

本学では、学習成果を以下のように規定している。

看護学科

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 看護の基礎知識・能力の修得
- 3) 看護の専門知識・技術の修得
- 4) 看護の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科理学療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 理学療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 理学療法の専門知識・技術の修得
- 4) 理学療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科作業療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 作業療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 作業療法の専門知識・技術の修得
- 4) 作業療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科視機能療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 視機能療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 視機能療法の専門知識・技術の修得
- 4) 視機能療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

また、各学科の学習成果は、建学の精神、教育目的・目標に基づいて明確に示しており、このことは、カリキュラムマップで表している。

■どのように学習成果の向上・充実を図っているか

看護学科及びリハビリテーション学科の学習成果については、次のような手法で向上・充実を図っている。

平成 25 年度より基礎学力到達度チェックテストを行い、学習成果のアセスメントを実施している。そして、その結果をもとに補習講義を実施し、テスト範囲と関連分野の理解強化を図っている。

また、全学生を対象とした「学修等についてのアンケート調査」により、自主学習時間や学習環境についての課題を把握し対応した。具体的には、パソコン・ホワイトボード等

を設置したフレキシブルスペースを整備し、自主学習・アクティブラーニングの促進を図った。また、平成 26 年度からは双方向対話型教育支援システムを導入し、教員による一方通行の授業ではなく、学生が能動的に授業に参加し、理解促進につながるよう支援している。

さらに、学習成果に問題がある学生に対しては、個別に教員による学習指導を実施している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

本学では、公的資金の適正な執行を行うため、「研究活動に係る不正防止に関する規程」、「平成医療短期大学研究行動規範」、「公的研究費不正行為等防止計画」を整備している。平成 27 年 6 月には、学内教職員を対象とした研究倫理等研修会を行い、公的研究費等の不正防止に関して改めて周知徹底を図った。

また、管理部門である事務局では「平成医療短期大学公的研究費等事務取扱要綱」、「平成医療短期大学研究費運用規程」に基づき、適正な管理・執行を行っている。物品の発注・検品に関しては必ず事務局担当者が行い、研究者単独で経費を使用できない体制としている。

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況（25年度～27年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7人	7人	平成25年5月28日 15:15～15:45	7人	100%	0人	2/2
		7人	平成25年9月10日 15:30～16:00	7人	100%	0人	2/2
		7人	平成26年3月26日 15:45～16:40	7人	100%	0人	2/2
		6人	平成26年5月28日 15:00～15:20	6人	100%	0人	1/2
		7人	平成26年5月28日 15:55～16:10	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成27年3月26日 15:50～16:30	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成27年5月28日 15:00～15:30 16:15～16:30	7人	100%	0人	2/2
		7人	平成28年3月24日 15:00～15:30 16:15～16:40	7人	100%	0人	2/2
評議員会	16人	16人	平成25年5月28日 15:00～15:15 15:45～16:15	14人	87.5%	0人	2/2
		16人	平成25年9月10日 15:00～15:30	11人	68.8%	5人	2/2
		16人	平成26年3月26日 15:00～15:40	14人	87.5%	2人	2/2
		15人	平成26年5月28日 15:20～15:55	14人	93.3%	1人	1/2
		16人	平成27年3月26日 15:00～15:45	14人	87.5%	1人	1/2
		16人	平成27年5月28日 15:30～16:15	14人	87.5%	1人	2/2
		16人	平成28年3月24日 15:30～16:15	14人	87.5%	1人	2/2

2. 自己点検・評価報告書の概要

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

基準Ⅰでは、本学が建学の精神・教育理念を明確にし、学内外に表明している事を述べている。平成25年9月には学内の教育改革委員会において、「建学の精神」「教育目的・目標」「学位授与の方針」「入学者受入の方針」を見直し、審議決定した。学生へはプリントを配付し周知した。「建学の精神」を基にした本学全体の教育方針については、今後時代の変化等に合わせて点検することとし、必要に応じて見直す事を計画している。

また、教育目的・目標、学位授与の方針に基づいた教育課程を整備している事を記述した。在学生を対象とした「学修等についてのアンケート調査」や卒業生の就職先へのアンケート調査（卒後調査）の結果を教育内容に反映しようと努力している。学習成果を評価する仕組みを構築しつつあり、今後学生にフィードバックし、活用していく方法について検討が必要である。また、教育目的としての学習成果を獲得できない学生が留年・退学してしまう現状をいかに改善するかが課題である。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの仕組みに関しては、平成25年度より教育改革委員会を設置し、全教職員が改善意識を持って実施に取り組んでいる。

自己点検・評価に関しては、組織的な改善計画の検討、FD・SD活動の充実化を計画している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

基準Ⅱでは、学習成果を獲得するための教育課程が整備されており、学習成果の査定方法についても明確に定めている事を記述している。学位授与の方針は、学生に対しカリキュラムマップで明示し、ホームページへの掲載等により学外へ公表している。カリキュラムマップに基づいて、到達目標評価項目(学習成果)および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPA (Grade Point Average) を基準に学習成果の査定を行っている。数値的な評価だけではなく、質的評価も抱合した方法も検討していくことが課題である。また、平成25年より実施している基礎科目等の学習評価を分析し、より学習成果が向上するよう学習活動、教育指導の改善及び教員の連携策を推進する。

学生支援の視点においては、チューター及び担任制による個別相談支援体制を設けている事、学生のメンタルヘルスケアの仕組みがある事など、多様化する学生へのサポート体制について述べている。なお、入学した学生が卒業するまで強い関心と意欲を持って大学での学習活動に臨めるようにするため、基礎学力が不足する学生に対してのフォローに関して強化する必要がある。現在行っている学科ごとの補習やテスト以外にも、より一層充実した全学的な取り組みを検討する。

また、就職率や進学率は学生の満足度を高める要因の一つである。就職支援については、学生委員会において就職実績の分析を行うとともに、学生に対し積極的に就職先情報を提

供していく。進学希望者に対しては、各学科の教員から情報提供を行う。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

基準Ⅲでは、設置基準を充足する専任教員数、教授数であり、適正な教員体制によりカリキュラムが運営されていることを記述している。専任教員の研究活動においては成果をあげているものの、科研費、近隣大学との共同研究などが不足している。また、教育内容の充実を図るため、FD活動のより一層の推進を計画している。事務職員に関しては、毎月実施しているSD研修会等により知識・能力の向上に努めている。今後もより一層SD活動の推進を進めていく。

また、平成26年度に導入した学内グループウェアにより、学内の情報共有・連携体制を充実させていく。

財政状況は、平成24年10月に策定された学校法人誠広学園中期基本計画（10年間）に基づき経営され、平成21年4月の短期大学開学時の校舎建設、設備資金の短期借入金の返済完了と学生数の充足等に伴い、健全な財政状態が維持されていることが記述されている。短期大学の部門における資金収支及び消費収支の単年度収支においても黒字となっており、短期大学の存続を可能とする財政状況が維持されている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

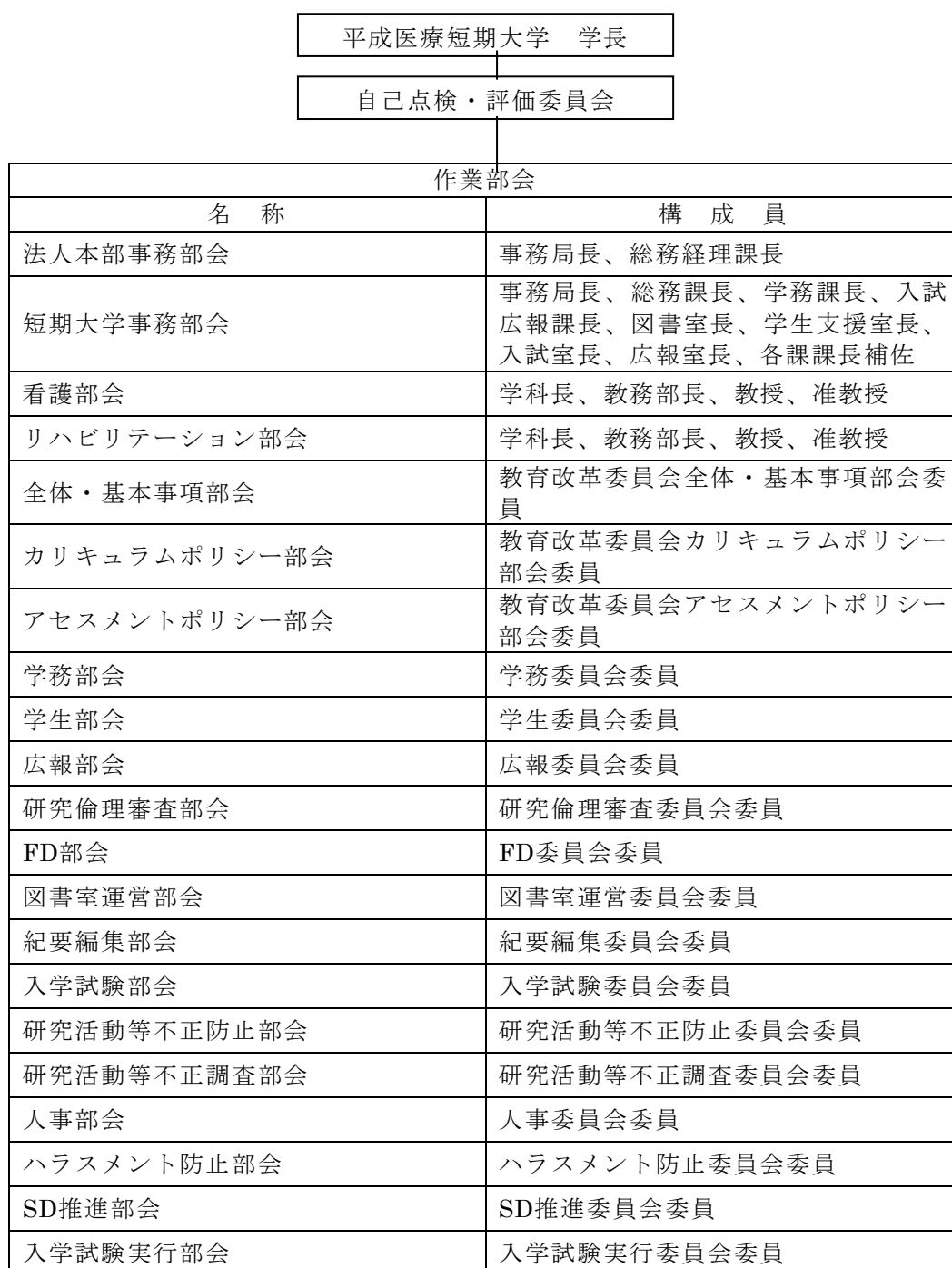
基準Ⅳでは、本学の理事長と学長が、大学運営、法人の発展及び教育の質の保証に向け、強いリーダーシップを発揮していることを記述している。理事長は、平成12年3月に就任以降15年にわたり、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。学長は建学の精神に基づき、強力なリーダーシップを発揮し学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実に努め、教授会等を通じて大学運営に関し全教職員から信頼されている。学校法人の管理運営については、寄付行為に基づき理事会が適正に運営されており、今後さらに統制のとれたガバナンスを実施していく。

また、学内において、学長をリーダーとした教育改革委員会を設置しており、今後は本委員会を中心に教育等の課題について、PDCAサイクルで全教職員が継続的に取り組み、教育改革を行う。

3 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)
構成員
 - ・委員長（学長）、副委員長（看護学科長、リハビリテーション学科長）
 - ・看護学科から1名、リハビリテーション学科 各専攻から1名
 - ・法人本部事務局長
 - ・短期大学総務課員

- 自己点検・評価の組織図



オープンキャンパス実行部会	オープンキャンパス実行委員会委員
---------------	------------------

学科、委員会、各事務局部署は作業部会と位置づけ、関係する評価点検項目についての現状及び課題・改善内容について「自己点検・評価委員会」へ報告させ、それを基に委員会において集約検討し、その結果を学長に報告し、短期大学の活動を評価する。その後、学科、委員会、各事務局部署に指示・諮問することとなる。内容によっては理事会、評議員会への提案がなされ、本学の教育研究活動の充実化を推進する。

■ 組織が機能していることの記述

平成27年度中において、全部署の活動がどのように行われてきたかを報告書面にて把握し、本委員会では自己点検の検討を加え総括している。点検結果及び次年度以降の目標の設定や改善項目については学長に報告し評価報告書として作成した。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

平成27年度自己点検・評価日程

平成27年12月3日（木）	自己点検・評価委員会開催 報告書作成発議
平成27年12月11日（金）	各委員会・部署へ報告書作成依頼
平成28年2月19日（金）	各委員会等からの報告書データ回収
3月中旬	各委員会等からの報告書データ取りまとめ、 初稿作成
4月	初稿校正
6月	最終稿完成

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(a) 基準Ⅰの自己点検・評価の要約を記述する。

学校法人誠広学園平成医療短期大学の建学の精神は、『「誠意と親切と広い心」を理念に、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、医療の知識と技術向上に努め、地域医療福祉等に貢献できる人材を養成する。』であり、教育理念や理想を明確に示している。

建学の精神・教育理念は、シラバス、学生便覧の他、掲示やホームページ等で学内外へ表明し、学生や教職員等への周知を図っている。

教育の質を保証するため、学長を委員長とする教育改革委員会、各改革・改善項目を検討する部会等を設置し、「建学の精神」「教育目的・目標」「学位授与の方針」「入学者受入の方針」の見直しを行い、平成25年9月に開催した教育改革委員会において審議決定した。その後、教育目的・目標の達成および学習成果の獲得に向けた組織的な教育活動が推進されている。

建学の精神、教育目的ならびに学位授与の方針に基づいた教育課程編成・実施の方針によって教育課程を編成し、確実に実践している。

自己点検・評価活動については、諮問機関は学長であり自己点検・評価委員会を定期的に開催し、多くの教職員が積極的に関与している。

(b) 基準Ⅰの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

「建学の精神」を学内外に示しつつ、本学の独自性を発信し続けることが課題である。平成25年度に立ち上げた教育改革実行組織をもとに「建学の精神」を基にした本学全体の具体的な教育方針を、必要に応じて見直す事を計画している。また、本学の特色を生かして異なる学科の学習を基にした多職種連携の学びの場を提供していく。

今後は、学習成果を焦点に自己点検・評価委員会活動に全教職員が関与し、且つ系統的な自己点検・評価活動を行っていく。

自己点検・評価、学修評価、授業評価などチェックの結果を踏まえて、全教職員が役割分担によりPDCAサイクルによる改善計画を教育改革委員会に諮りながら推進する。

【テーマ】

基準 I -A 建学の精神

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の建学の精神は教育理念や理想を明確に示している。さらに、建学の精神・教育理念は様々な方法によって学内外に明確に示している。学内においては、建学の精神に基づく教育目的・目標を学生と教職員が共有し、実現するために様々な取り組みと相互協力を実践してきた。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

建学の精神は、定期的、組織的に確認する作業を継続していく。

[区分]

基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、教育理念・理想を、建学の精神の中で明確に表している。

建学の精神および教育目的は、シラバス、学生便覧の他、学生ホールや A 館正面玄関など必要な場所に掲示することで、学生・教職員の全員が共有できるように配慮している。学外には、多くの人の目に留まるよう、ホームページに建学の精神はもちろん、教育目的・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を常に掲載している。また、新規採用職員には本学の建学の精神などの基本事項について研修を実施している。

教育の質を保証するために平成 25 年 6 月に教育改革実行組織として、常任理事会をメンバーとする推進本部、学長を委員長とする教育改革委員会、各改革・改善項目を検討する部会等を設置し、「建学の精神」「教育目的・目標」「学位授与の方針」「入学者受け入れの方針」については、相互関連と明確化が必要であるとの認識から見直しを図り、平成 25 年 9 月に開催した教育改革委員会において審議・決定した。

建学の精神の定期的な確認は、平成 25 年 6 月に組織化した教育改革委員会全体部会で行ったところである。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

建学の精神は平成 25 年度に審議・決定したが、今後も時代の変化等に合わせて定期的に確認していく必要がある。教育改革委員会において点検する。

【テーマ】

基準 I-B 教育の効果

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では、建学の精神に基づく教育目的・目標、学位授与の方針に基づいた教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）によって看護学科・リハビリテーション学科の教育課程を編成し、確実に実践している。卒業に必要な要件を示すとともに、各授業科目の学習成果・評価方法はシラバスを用いて各授業科目担当教員から説明している。

学習成果は GPA(Grade Point Average)や、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準に基づいて評価している。質的データの収集に関しては、多くを実習施設からの評価などで把握している。

必要修得単位については、定量評価が可能な学内の教科目単位と定性的評価が重視される学外の臨床実習単位に大別され、両者の学習成果を総合して分析・査定する手法をとっている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

教育目的や目標は建学の精神に基づくものであっても、社会的な変化や社会的な要請を感知しながら見直しを図っていく必要があるため、絶えず点検する努力を続けていく。各学科の教育目的・目標について、より明確・充実した内容に編集し、学生便覧・シラバス・臨地実習要項・ホームページ等にて学生に周知する必要がある。教育目的・目標を絶えず点検する努力を続けていく。

学習成果に関しては、カリキュラムマップに記載し、シラバス、ホームページにおいて学内外に表明している。自己点検・評価、学修評価、授業評価、実習評価、卒後評価など、チェック（C）の結果を踏まえて、役割分担により改善計画を立て、実行については教育改革委員会を中心として全教職員参加で実施する。

そして、教育目的・目標について各学科・専攻の専門性を踏まえ見直しをする必要がある。

[区分]

基準 I -B-1 教育目的・目標が確立している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

各学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき明確に示している。その教育目的を以下のように定めた。

＜看護学科＞

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得る次の知識・技術及び実践力を持つ看護師を養成する。

1. 一般教養と看護領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。
3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

＜リハビリテーション学科 理学療法専攻＞

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得る次の知識・技術及び実践力を持つ理学療法士を養成する。

1. 一般教養と理学療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。
3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

＜リハビリテーション学科 作業療法専攻＞

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得る次の知識・技術及び実践力をもつ作業療法士を養成する。

1. 一般教養と作業療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。
3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

＜リハビリテーション学科 視機能療法専攻＞

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得る次の知識・技術及び実践力をもつ視能訓練士を養成する。

1. 一般教養と視機能療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。

3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

教育目的・目標は学習成果を明確に示している。このことは、掲示やホームページ等で学内外へ表明し、学生便覧・シラバスにも掲載している。

教育目的・目標の定期的な点検は、平成 25 年 6 月に組織化した教育改革委員会全体部会で行い、改善したところである。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教育目的・目標は学習成果を明確にしているが、学生に対しより一層認識させるとともに、学習姿勢の向上を図ることが課題である。入学前教育や初年次教育により、目的意識と学習計画等の認識を促進する。

各学科の教育目的・目標は、より明確・充実した内容に編集し、学生便覧・シラバス・臨地実習要項・ホームページ等に掲載する工夫が必要である。

看護学科では各看護領域の責任者で構成するカリキュラム検討会がある。今後はこのカリキュラム検討会等で定期的に教育目的・目標を点検することが必要である。リハビリテーション学科でも同様にカリキュラム検討会を発足させ、定期的に教育目的・目標を点検することが必要である。

教育改革委員会が平成 25 年 6 月に組織化しており、今後も定期的な点検を実施し PDCA サイクルによる改革・改善を推進することとしている。

各学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき示しているが、各学科・専攻の専門性が示されていないことが課題である。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教育目的を達成するため、学生が修得すべき学力、資質を学習成果として、以下のように定めた。

看護学科

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得

- 2) 看護の基礎知識・能力の修得
- 3) 看護の専門知識・技術の修得
- 4) 看護の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科 理学療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 理学療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 理学療法の専門知識・技術の修得
- 4) 理学療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科 作業療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 作業療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 作業療法の専門知識・技術の修得
- 4) 作業療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科 視機能療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 視機能療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 視機能療法の専門知識・技術の修得
- 4) 視機能療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

各学科の学習成果は、建学の精神、教育目的・目標に基づいて明確に示しており、このことは、カリキュラムマップで表している。

学習成果は、平成 25 年度前学期より GPA を導入して数値化を図り、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準に基づいて測定し評価している。また、基礎学力到達度チェックテストを行い、基礎知識に関する学習成果のアセスメントを実施している。また、その後の補習講義により基礎力強化を図っている。さらに、全学生に「学修等についてのアンケート調査」を実施し、学生自身の学習に対する評価も行っている。

一方、平成 25 年度より卒業生の就職先へのアンケート調査（卒後調査）を実施し、就職先の卒業生の評価を教育内容に反映している。また、国家試験の合格状況、就職状況も学習成果の評価として活用している。

学習成果は、カリキュラムマップに記載し、シラバス、ホームページにおいて学内外に表明している。

学生の学習成果の定期的な点検は、学科内で行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果を評価する仕組みはあるが、今後どのように学生にフィードバックし、活用していくかが課題である。

また、教育目的としての学習成果を獲得できない学生が留年・退学に繋がっている現状をいかに改善できるか、専門基礎科目の理解促進を含めた具体的方策を検討する必要がある。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を適宜確認し、法令順守に努めている。これらに基づき卒業要件である必要単位数とともに、各授業科目はシラバスによって到達目標、評価方法等を示している。

学習成果の一つである国家試験合格を目指し専門的知識とスキルを身につけることは、最低限必要な学習成果であり教育の質の保証に合致している。

各学科、学務課、学務委員会と連携しながらカリキュラムの変更や、全私学新聞等を購読し、常に関係法令の情報収集に努めているほか、文部科学省をはじめ私学関係機関が開催する説明会等に関係職員が出席している。その内容については関係部署への周知確認、さらに、SD 研修会の開催等で法令順守に努めるようにしている。

学習成果の査定は、修得単位数、GPA、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準、国家試験合格率、就職率などにより測定している。さらに、学外の医療・福祉施設での臨床実習時における実習指導者からの評価、実習担当教員による評価などをもとに質的データを測定している。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルの仕組みは、教育改革委員会を設置し取り組んでいる。学生の学習成果を測定・分析する基礎学力到達度チェックテストを実施し、今後の指導の指針を明らかにしている。また、その結果をもとに、補習講座を実施した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教育の向上・充実のため、教育改革委員会を設置し取り組んでいる。この教育改革等の推進にあたって、PDCA サイクルを念頭に全教職員が改善意識を持って実施に取り組むことが必要である。

【テーマ】

基準 I -C 自己点検・評価

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

平成 21 年 4 月、本学学則に基づき「自己点検・評価委員会規程」を定めた。自己点検・評価委員会が中心となり、全学的に点検・評価活動を実施している。

毎年度、各学科・専攻、学内委員会、事務局各部署から提出された報告データを集約し、「自己点検・評価報告書」として取りまとめている。作成した報告書は、ホームページにて公表している。平成 26 年度には、開学後初の第三者評価を受審したため、その評価結果も併せて公表している。

自己点検・評価で当該年度の改善点を抽出した上で、次年度の活動内容に反映し、成果が出るよう努力している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

自己点検・評価の結果、課題点について分析し、改善計画を組織的に検討し、計画を具体化する。また、FD・SD 活動を今後充実させ、毎年度の実施結果については、年度終了と同時に完成し、次年度始めにホームページにより広く社会に公表する。

[区分]

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、平成 21 年 4 月 1 日施行の「平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を組織している。委員長に学長、副委員長に看護学科長・リハビリテーション学科長、委員に看護学科及びリハビリテーション学科各専攻から各 1 名、事務局長、総務課員 1 名で構成されている。

自己点検・評価については、毎年度各学科・専攻、学内委員会、事務局各部署からの現状報告、昨年度課題として挙げられていた事項に対する取組・改善策等について取りまとめ、「自己点検・評価報告書」としてまとめている。自己点検・評価報告書は次年度 6 月に大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

開学年度である平成 21 年度の自己点検・評価報告書は、短期大学基準協会が示す 10 領域のすべての項目に対しては評価に至らず、本学独自に項目を選定して自己点検・評価を実施し、ホームページに公表した。平成 24 年度の報告書は、平成 21 年度からの評価基準項目に新たな項目を加え自己点検・評価報告書としてホームページにて公表している。平成 25 年度以降は、短期大学基準協会が示している内容に準じて自己点検・評価報告書を作成している。平成 26 年度には、開学後初の第三者評価を受審したため、その評価結果も併せて公表している。平成 27 年度は、短期大学基準協会評価基準（平成 27 年 7 月改訂版）に従い、点検・評価を実施した。

自己点検・評価活動には、全教職員が関わり報告書の作成を行っている。なお、その際改善点を抽出し、次年度の活動内容に反映し、成果が出るよう努力している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

全教職員が自己点検・評価の意識を持ち、FD・SD 活動等を通して、認識と理解をより一層深めていくことが必要である。

基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

教育目的を達成するために、正課教育のみならず、さまざまな教育活動を実践している。建学の精神に示されている医療・福祉に貢献できる人材になるためには、学生自らが健康に対する意識を持つことが大切である。本学では、校内禁煙にとどまらず、喫煙する学生には禁煙指導を実施している。また、挨拶、言葉づかい、身だしなみの指導から、授業科目の演習で使用した実習室や学校周辺の清掃なども行っている。

(2) 特別な事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

該当なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約を記述する。

全学及び各学科の学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、平成 25 年 9 月に開催された教育改革委員会にて明確化された。教育課程は教育理念を基本として、適切な教育目的を掲げ、学位授与の方針に基づいて体系的に編成し、カリキュラムマップを作成している。

学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針とともに、建学の精神と教育目的に基づいて全学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。入学者受け入れの方針は、入学者選抜要項およびホームページで示すことにより、入学希望者に対して広く告知している。

学習成果の査定については、カリキュラムマップに基づいて、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPA を基準に実施している。成績評価は教育の質の保証に向けて厳格に適用している。

本学教員が学習支援や生活支援などの学生支援に費やす時間は非常に多く、学生ひとりひとりに対して木目細やかな学習支援・生活支援が出来ている。学生支援に関しては、教員個々の関わりとともに組織的な支援を実施している。学内委員会としては、「学生委員会」があり、学生生活全般に関することを支援し、学生個々の相談等にも対応している。そして、事務局には、「学務課」「総務課」「学生支援室」を設置し、学習支援や生活支援を実施している。また、図書室の充実、平成 26 年 3 月には食堂の図書コーナーにアクティブラーニングやインターネットを活用して自主学習ができるフレキシブルスペースを整備した。さらに、平成 26 年度と 27 年度に双方向対話型教育支援システムを導入した。

学生の卒業後評価を実施し、そのアンケート結果を分析し教育改善に努める。

(b) 基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

学位授与の方針に関しては、今後も教育改革委員会、自己点検・評価委員会などを中心として定期的な点検を実施し、より一層充実したものになるよう必要に応じて改善していく。現状の学生が、学習成果を獲得できるよう、教育の質の向上を目指すために全学的に取り組む。

課題である自主学習の促進について、学生への文書指導、フレキシブルスペースの整備、図書室の時間延長など環境整備を実施しているが、今後シラバス、講義等での教育手法を通じて自主学習の拡大を図る。

また、非常勤教員への対応、連携強化に向けて全学的に取り組む。

さらに、平成 27 年度に実施した卒業生の就職先からの卒後アンケートを分析して、知識、技術両面について教育課程の改善を実施する。

〔テーマ〕

基準Ⅱ-A 教育課程

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

建学の精神や教育理念を踏まえた学位授与の方針に基づいて、卒業時に必要な単位および認定基準を定めている。これらの学位授与の方針や成績認定基準は、シラバスに明記するとともに、年度初めのガイダンスなどで詳細に説明している。

また、各学科の教員配置は、教員資格・業績を基にした配置としている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は明確に示している。総合教育科目については全学における教育課程編成・実施の方針に、各学科の専門基礎及び専門科目については各学科の方針に定められている。各学科の教育課程は、全学における学位授与の方針及び学科ごとの学位授与の方針に基づいて体系的に編成し、カリキュラムマップを作成している。

本学は入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。入学者受け入れ方針は、入学者選抜要項で示すことにより、入学希望者に対して告知している。

学習成果の査定（アセスメント）は明確であり、成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。学習成果の査定は、カリキュラムマップに基づいて、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPAを基準に実施している。

学位授与の方針、入学者受け入れ方針などは、様々な形で学内外に表明している。

また、入学前準備教育や入学後のオリエンテーションで本学の学習について詳しく説明している。

学生の卒業後評価への取り組みは、平成 25 年度から実施しており、アンケート結果を分析し、教育改善を行う。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学位授与の方針に関しては、今後、教育改革委員会、自己点検・評価委員会などを中心として定期的な点検を実施し、より一層充実したものになるよう必要に応じて改善していく。

成績に関しては学生間で格差があり、学生の理解度に合わせた教育や指導を体系化する必要がある。今後、教育課程や編成内容、実施状況を含め、教育改革委員会を中心として各学科、学務委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会等が体系的かつ定期的な点検を実施していく。

成績評価については、より厳格で適切な評価となるよう、28 年度入学生から現状の 4 段階評価に「秀」を加えた 5 段階評価へ変更する。

平成 27 年度に実施した卒業生の就職先からの卒後アンケートを分析して、知識、技術両面について教育課程等の改善を実施する。

そして、各学科の学位授与の方針が定められているが、各学科・専攻の専門性を踏まえた内容にすることが必要である。

〔区分〕

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

(1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。

(3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。

(4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。

(5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 25 年 9 月に開催された教育改革委員会の議を経て教授会で、「建学の精神」「教育目的・目標」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」などの相互関連性について検討され、全学における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、各学科の学位授与の方針を以下のとおり定めた。

<看護学科>

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築できる。
2. 一般教養と看護領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

<リハビリテーション学科 理学療法専攻>

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、理学療法を実践する。
2. 一般教養と理学療法領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

<リハビリテーション学科 作業療法専攻>

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、作業療法を実践する。
2. 一般教養と作業療法領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

＜リハビリテーション学科 視機能療法専攻＞

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、視機能療法を実践する。
2. 一般教養と視機能療法領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

以上のように定め、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士として必要な要件であり社会的に通用性があると考ええる。

また、学位授与の方針は学習成果に対応しており、平成 25 年度は A4 にプリントしたカリキュラムマップに明記して学生に配布した。平成 26 年度からは学生便覧・シラバスにも掲載している。また、学外に対してはホームページ上で公開している。なお、定期的な点検は実施していない。

「卒業の要件」、「成績評価の基準」、「資格取得の要件」についての基本となる考え方は、学位授与の方針に示されており、具体的には学則や履修、成績評価及び単位の授与に関する規程で明確に定め、学生便覧・シラバスに掲載して学生に明示し理解を図っている。卒業要件は看護学科とリハビリテーション学科理学療法専攻が 3 年間で 99 単位、リハビリテーション学科作業療法専攻と視機能療法専攻が 3 年間で 98 単位を修得することとしている。卒業時に得られる看護師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士国家試験受験資格に関しては「入学者選抜要項」「大学案内」に明確に示している。

「成績評価の基準」については、全学共通とし学則や履修、成績評価及び単位の授与に関する規程に定め、学生に明示し理解を図っている。成績は 100 点満点中 60 点以上を合格とし、80～100 点を「優」、70～79 点を「良」、60～69 点を「可」、59 点以下を「不可」としている。

評価方法は、筆記試験、出席状況、授業態度、レポートなど、各科目によって定められている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学位授与の方針に関しては、全学における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき各学科の学位授与の方針が定められているが、各学科・専攻の専門性が示されていないことが課題である。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。

- ②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

全学及び各学科の学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育改革委員会にて明確化された。具体的には以下のとおりである。

1 全学方針

人間愛と社会生活に求められる教養、倫理、責任感及びコミュニケーション能力を修得し、医療技術者としての専門知識、実践力及び課題解決能力を身につける。

- (1) 社会生活に求められる教養、倫理、責任感及びコミュニケーション能力を身につけるため、全学に総合教育科目を配置する。
- (2) 専門教育科目は、専門職の基礎知識である人体、疾病などの専門基礎を学び、それぞれの学科・専攻課程ごとに、次のとおり専門知識・技術及び実践力を修得する科目を配置する。

2 看護学科

専門教育科目

- (1) 看護の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 看護の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるようにする。
- (3) 看護の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

3 リハビリテーション学科 理学療法専攻

専門教育科目

- (1) 理学療法の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 理学療法の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるようにする。

- (3) 理学療法の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

4 リハビリテーション学科 作業療法専攻

専門教育科目

- (1) 作業療法の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 作業療法の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるようにする。
- (3) 作業療法の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

5 リハビリテーション学科 視機能療法専攻

専門教育科目

- (1) 視機能療法の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 視機能療法の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるように配置する。
- (3) 視機能療法の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

総合教育科目については全学における教育課程編成・実施の方針、各学科の専門基礎及び専門科目については各学科の方針が定められている。各学科の教育課程は、全学における学位授与の方針及び学科ごとの学位授与の方針に基づいて体系的に編成し、カリキュラムマップを作成している。そして、カリキュラムマップの中で、学習成果に対応した分かりやすい授業科目の編成を明示している。本学の教育課程は「教養教育科目」「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」「統合科目(看護学科のみ)」に区分され、授業科目をバランスよく展開、体系的な学習が進められるように編成している。

成績評価は、教育の質保証に向けて厳格に適用している。到達目標評価項目(学習成果)および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPAを基準に実施している。シラバスには「授業概要・目標」「事前学習」「事後学習」「授業時間数」「成績評価方法」「教科書・参考書」等が明示されているとともに、備考欄には科目ごとの留意点等についても記されており、効率的な学習が行えるようになっている。また、終講後に授業評価アンケート調査を実施し、授業の内容にシラバス上の記載内容が反映されているかどうかの確認が可能になっている。

教育課程における担当教員については、教育実績、資格、研究業績、臨床経験等を基にした適切な配置としている。

また、教育課程の見直しは定期的に行い、必要に応じて変更し、変更承認申請または届出を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在、シラバスの記載項目はフォーマット化され、不足している項目は見当たらない。ただし、全授業科目に事前・事後学習の項目はあるが、学生の取り組みを確認して学習成果を上げるまでには至っていない。また、成績に関しては学生間で格差があり、学生の理解度に合わせた教育や指導を体系化する必要がある。今後、教育課程や編成内容、実施状況を含め、教育改革委員会を中心として各学科、学務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会等が体系的かつ定期的な点検を実施していく必要がある。その一つとして、全学及び各学科の学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、各学科・専攻の専門性が示されていないことが課題である。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、建学の精神と教育目的に基づいて以下のように定めている。また、学習成果に対応している。

1 全学共通

本学は「誠意と親切と広い心」を理念として、科学と人間愛に基づき、地域医療福祉等に貢献できる医療人を育成し、社会に貢献します。そして、本学を学びの場として優れた人材が育っていくことを願っています。よって、次のような能力と意欲を持つ学生を求めています。

- (1) 教養と専門知識・技術及び実践力を修得するために必要な基礎学力とコミュニケーション能力を持つ人
- (2) 常に真心を持って人に尽くす意欲と情熱を持ち、協調性と柔軟性のある人
- (3) 医療や健康に関わる科学に強い興味を持ち、主体的に学ぶ姿勢を持つ人

2 看護学科

全学共通のアドミッションポリシーに加え、看護学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

3 リハビリテーション学科 理学療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、理学療法学領域に関わる科学を学

ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

4 リハビリテーション学科 作業療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、作業療法学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

5 リハビリテーション学科 視機能療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、視機能療法学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

入学者受け入れ方針は、入学者選抜要項およびホームページ上で示すことにより、入学希望者に対して広く告知し、適切に入学者を受け入れるようにしている。また、入学者の入学前学習成果の把握・評価は、入学者選抜要項の提出書類に明確にしている。

本学の入学者選抜は、AO 入学試験および推薦、一般、特別入学試験において、各学科で口頭試問や面接を実施することにより、入学者受け入れの方針に記載のある事項を審査事項に組み込み、対応している。また、個々の入学試験での審査内容に違いはあるものの、学力の修得状況の確認をする意味で調査書を活用し、審査事項として組み込んでいる。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学者受け入れ方針について見直しが必要である。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実証的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、学習成果を「教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得」「看護（理学療法・作業療法・視機能療法）の基礎知識・能力の修得」「看護（理学療法・作業療法・視機能療法）の専門知識・技術の修得」「看護（理学療法・作業療法・視機能療法）の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得」の4項目としており、それぞれ具体性がある。

学習成果の査定については、カリキュラムマップに基づいて、到達目標評価項目（学

習成果)および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPA を基準に実施している。

具体的には次のとおりであり、学習成果は測定可能である。

- ・評価 3(非常に優れている) 当該分野の GPA… 2.50～3.00
- ・評価 2(優れている) 当該分野の GPA… 2.00～2.49
- ・評価 1(基準に達している) 当該分野の GPA… 1.00～1.99

これらはカリキュラムマップや科目関連図、到達目標評価項目(学習成果)および評価基準によって明確に示している。

適用科目の成績評価は、優、良、可、不可の4段階とし、シラバスに目標や評価方法等を示した上で評価している。

看護師学校養成所指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、視能訓練士学校養成所指定規則に基づいた国家試験受験資格取得に必要な教育課程を修めることで国家試験を受験するための最低基準の学習成果は達成可能であり、3年間という一定期間内での獲得は可能である。しかし、少数であるが3年間では単位が修得できず、学習成果が得られない学生も存在する。

学習成果は各職種の国家試験受験資格が得られるため実質的な価値がある。

<GPAの算出方法>

$$\text{GPA} = \left(\left[\text{優} \right] \text{修得単位数} \times 3 \right) + \left(\left[\text{良} \right] \text{修得単位数} \times 2 \right) + \left(\left[\text{可} \right] \text{修得単位数} \times 1 \right) + \left(\left[\text{不可・失格} \right] \text{単位数} \times 0 \right) \div \left(\text{総修得単位数} + \left[\text{不可・失格} \right] \text{単位数} \right)$$

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果の査定について、GPA導入後の実質的な効果を検討し短期大学として見直しを図り、数値的な評価だけではなく、質的評価も抱合した方法も検討していくことが課題である。

成績評価については、より厳格で適切な評価となるよう、28年度入学生から現状の4段階評価に「秀」を加えた5段階評価へ変更する。

リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻においては、平成27年度より、再試験科目制限、仮進級制度等を導入した。今後はこの厳格な成績評価のもとで学習成果を向上させていくことが必要となる。また、看護学科、リハビリテーション学科視機能療法専攻においても制度的方策を考える必要がある。

このような改善に向けた取り組みを、各学科、教育改革委員会、学務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会等で体系的に進めていく必要がある。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 27 年度卒業生の卒後アンケートを就職先に実施した。調査項目は、Bloom の教育目標分類「認知領域（知識）」「精神・運動領域（技術）」「情意領域（態度・習慣）」に基づく、3 視点から調査した。具体的には、「人体の構造・機能に対する知識」「疾病や障害に対する知識」「専門知識」「技術」「接遇・マナー」である。

アンケートの回収率は、看護学科 76.7%（46 名）、リハビリテーション学科理学療法専攻 75.4%（49 名）であった。評価結果は、「習得できていた」「まあまあ習得できていた」「あまり習得できていなかった」「習得できていなかった」「判断できない」の 5 件法を用い尋ねた所、「習得できていた」「まあまあ習得できていた」を選択した施設が、5 項目の平均で看護学科 64.3%、リハビリテーション学科 65.3%であった。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学は平成 25 年度と 26 年度、27 年度に卒後アンケートを就職施設に実施した。この結果を踏まえて学習成果を点検し、専門基礎科目の補習講座の充実等を含めた教育改善を図ることが課題である。

【テーマ】

基準Ⅱ-B 学生支援

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学則や履修要領に定められた成績評価基準に従って評価された結果は、教授会で報告され、全教員は、学生の学習成果の獲得状況を把握している。また、授業評価アンケートの結果を参考に、授業内容の見直し・改善に努めている。しかし、学生の予習時間を含めた学習時間が少ないことに対して、多くの教員は学生指導をしているものの改善策を模索している状況である。

授業評価アンケートは全授業科目を対象にアンケート方式で実施し、その結果は担当教員に書面で報告している。その後教員から、結果に対しての感想や授業改善に繋がる意見を「学生による授業評価アンケートについてのアフターケア調査のお願い」として回収している。さらに、その結果をまとめて主な内容を全教員に配布し、授業改善に役立てている。授業評価アンケート後、分野別集計結果等を学生にフィードバックしている。

学生に対する学習支援は、全学を挙げて組織的に行っている。看護学科では教員一人当たり1学年につき5～6人の3学年チューター制、リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻では担任制をとり、学習上の悩みなどに対して適切な指導助言を行う体制を整備している。また、視機能療法専攻でも随時相談に応じ、個々の学生が抱える問題を把握して助言指導し、学習に専念し安定した学生生活が送れるよう積極的に支援している。相談事項や問題への処置について教員間で緊密に連絡する体制をとるとともに、共用研究室（大部屋）の利点を生かして学生個人の学習成果に関する情報を日頃から教員相互で共有し、教員全員参加の体制で学生支援に努めている。

さらに科目担当教員などと協働し、学科内で学生の情報を共有し対応にあたっている。専門的なアドバイスが必要な時は、専門職員による面談、カウンセリングを行っている。教員は学生支援担当者と学生の個人情報厳守したうえで連携を図っている。

学生生活を支援するための学内委員会として「学生委員会」を組織している。

図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために図書検索・論文検索を主に支援している。また、A館食堂の図書コーナーにアクティブラーニングやインターネットを活用して自主学習ができるフレキシブルスペースを整備している。また、平成26年度と27年度に、双方向対話型教育支援システムを導入した。

学生の就職支援は「学生委員会」で行っており、教職員が一致協力して活動している。学生個々には、チューターや担任教員が面談等により進路の希望を把握し、学生委員会の教職員と連携を取りながら就職支援にあたっている。

入学者受け入れ方針は「入学者選抜要項」に明確に示している。また、大学案内に本学の養成する人材像を表記している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

平成25年度に実施した基礎科目等の学習評価を分析し、より学習成果が向上するよう学習活動、教育指導の改善及び教員の連携策を推進する。

さらに、26 年度に発足した学生 FD 委員会において、学生の視点での教育改善への取り組みを進めていく。

学習成果の獲得に向けては、専任教員のみでなく非常勤教員との連携を強化することが重要であり、非常勤教員への対応、連携に向けた方策を具体的に実施する。

禁煙活動について、学生 FD 委員会とも連携し、計画的に実施する。

学生支援について、学生への総合的支援体制と早期対応を強化する。

入学前準備教育について、入学後の学生生活の支援に繋がるような内容を検討する。

就職支援について、各学科のチューター、担任の関わりは今までどおり継続し、学生委員会は就職状況を分析し、学生が希望する就職先の情報を提供する。

今後はより一層正課教育の内外で連携を取りながら、教職員が一体となって取り組んでいく。

〔区分〕

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。

④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。

⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。

⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑦教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。

②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。

③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。

④事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。

⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。

④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学則、履修要領ならびに各授業科目のシラバスに従って、条件を満たした学生にはその科目の単位を認定している。また、学位授与の方針に対応した優・良・可・不可の評価を行い、その評価結果を GPA に反映させて、学習成果を評価している。教員は、学習成果の状況を適切に把握するために、授業中の態度、欠席状況や定期試験などを

把握している。気になる学生については、ミーティングや学科会議等で把握をしている。なお、担当科目の学習成果については、専任教員間で意見交換を実施している。

学生による授業評価アンケートは、FD 授業・学修評価部会主導にて定期的に実施している。開学した平成 21 年度後学期末から実施し、当該年度の前学期末及び後学期末に継続的に実施している。授業評価アンケートは教科目毎に集計し、結果を各担当教員に書面で報告した。教員には学生による授業評価アンケート結果の感想や授業改善計画等の提出を依頼した。FD 委員会では各教員からの意見をまとめ、内容を分析すると共に、教授会に報告し、全教職員への周知を徹底した。また、学生にも分野別集計結果をフィードバックし教育の改善を図った。教員はアンケートの結果を真摯に受け止め、その上で担当教科の授業の改善に熱心に取り組み、その成果を実感しているように思われる。学生による授業評価アンケートの中で「分かりやすい授業であったか」という項目には多くの教員が関心を示した。そして、自分の授業がわかりやすいものとなり、学生が授業に積極的に参加するように、色々な対策を講じている。例えばグループワーク、小テスト、質問カード、感想文を書かせる、質問をする、プリント教材と板書の効果的な使い分け、机間を頻繁に巡回し疑問に答えることなどを一層意欲的にこなったことが報告されている。

複数の教員が担当するオムニバス形式の授業科目については、担当者間で授業内容について確認しあったうえで各教員の担当や役割を決めており、それを基に授業を実施している。

授業・教育方法の改善は、FD 活動を通して行われている。平成 27 年度研修会のプログラムは FD 研修部会主導にて今後の授業改善に役立てる内容の研修会及び講習会を開催し、教員の自己啓発ともなっている（下記参照）。さらに、学外の FD 研修会に参加した委員が持ち帰った情報は、他のすべての委員にとって、さらに大きな視野で FD 活動を実施するために非常に重要なものであった。

・第 1 回研修会

日時：平成 27 年 8 月 27 日（木）16 時 45 分～17 時 45 分

講師：看護学科 小玉ひとみ 先生、吉崎純夫 先生

内容：双方向性講義研修（パトグラシステム活用例）

・第 2 回研修会

日時：平成 27 年 10 月 6 日（火）17 時～18 時 30 分

講師：星城大学 リハビリテーション学部理学療法学専攻 准教授 林久恵 先生

内容：科研費申請書（研究計画書）作成時に気を付けていること

・第 3 回研修会

日時：平成 28 年 1 月 19 日（火）17 時～18 時 30 分

講師：リハビリテーション学科 長谷部武久 先生、田島嘉人 先生

事務局 稲垣 文雄 氏

内容：ICT を利用した教育改革に関する発表会

・講演会の開催（1回）

日時：平成27年12月3日（木）17時～18時30分

講師：岐阜大学 教育推進・学生支援機構 准教授 廣内大輔 先生

内容：高等教育と学びのデザイン

また、平成26年度より学生FD委員会を発足させ学生自身による教育の改善への取り組みを始めた。平成27年度は学生FD部会が主導となり、学生への授業改善アンケートを実施し、学生から授業中の私語についてのコメントが寄せられた。そのため、授業改善に向けた私語防止ポスターを作成し教室に貼付している。

さらに、FD教育倫理要綱作成部会主導による倫理要綱の作成、FD主体的学修研究部会主導による主体的学修推進のための技法に関するアンケートを実施した。アンケート結果より、教員は様々な技法を取り入れ、主体的学修に向けた活動を実施していた。

教員は各担当授業の到達目標を定め、学期末の試験等により達成状況を把握、評価している。また、教育目的に基づいた学習成果をGPAで把握・評価している。履修に関することは学科別のオリエンテーション時に全体指導をしている。また、学生生活全般、学習状況や単位修得・卒業など、チューター及び担任が随時把握して個別指導をしている。場合によっては保護者との三者面談を行い、学内だけでなく自宅での支援を依頼するなどしている。

事務職員は、事務局長の下「学習成果」の獲得に向けて一致団結して業務に取り組んでいる。学生支援室や直接学生と接する窓口業務では、家庭の経済状況を含めた日常生活全般や授業等への出席状況の把握に努め、学生が目標達成のために学業に取り組めるよう指導、支援をしている。

学務課の事務職員は、学期ごとの成績、GPA等について処理、データ管理しており、学習成果についてはその職務を通して認識している。また、学務委員会、教育改革委員会において、事務職員は教員とともに教育改革等の検討をし、教育目的・目標の達成状況を把握するとともに学習成果の獲得に尽力・貢献している。SD活動の中では学生支援室長より学生支援に関する現状・課題や外部研修内容の報告を受け、学生支援の充実化を図っている。また、入学時のオリエンテーションや学生支援室を中心とした個人面談等により、履修及び卒業に至る支援をしている。

図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために図書検索・論文検索を主に支援している。教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させるために図書室にてテーマごとの資料の使い方等を指導している。また、情報処理室においてコンピュータを使用した授業を行い、課題作成や自主学習においても、情報処理室、図書館、フレキシブルスペースのパソコン利用を勧めている。さらに、平成26年度と27年度にはクリッカーを利用した双方向対話型教育支援システムを導入し、授業での理解度及び学習成果の向上、自主学修の促進を図っている。

一方、教育課程及び学生支援を充実させるために、外部のパソコン研修に参加するなどコンピュータ利用技術の向上を図っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果の獲得に向けては、専任教員のみでなく非常勤教員との連携を強化することが重要である。各学科の専門分野については各科目の関連性があり、専任・非常勤を問わず教員間で学生の学習成果について情報を共有することが課題である。そこで、平成 26 年度より非常勤講師ごとに担当教員を配置する連携体制を整備しており、今後この体制を有効活用していきたい。

FD 活動、SD 活動についても、学外の情報を積極的に取り入れながら学習成果の獲得に向けてより一層効果的なものにすることが課題である。

一方、学内 LAN は十分ではなく、インターネット接続が可能な教室が限られている。全教室での授業においてインターネットを活用できるよう、段階的に進めていく必要がある。また、平成 26 年度と 27 年度に導入した双方向対話型教育支援システムを、より有効に活用していきたい。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学生へのガイダンスは、新入生に対しては入学直後のオリエンテーションで、2 年次、3 年次に対しては前・後期成績発表時のオリエンテーションにおいて、学習の動機付けに焦点を合わせて、進級、カリキュラム、年間スケジュール、履修、学習方法、学習成果及び選択科目について、詳しく説明している。その際、学生便覧、シラバスを用いている。

毎年度発行しているシラバスには、全授業科目の担当教員、授業方法、配当年次、

単位数、開講期、必修区分、総時間、授業の概要・到達目標、使用テキスト、参考文献、成績評価方法、修学上の留意点などを記載している。平成 26 年度より、シラバス・ホームページにカリキュラムマップ、科目関連図、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準等が掲載され、学習成果獲得までの流れが明確化されている。また、学生便覧には、学生生活の心得、学則が掲載されている。平成 26 年度よりシラバス・学生便覧共に建学の精神、教育目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施方針を掲載している。

基礎学力が不足している学生、遅刻や欠席の多い学生に対しては、科目担当教員による補講や補習演習を積極的に実施している。また、専門基礎科目実力テストとそれに伴う特別講座も実施している。その他にも、専任教員はオフィスアワーを週に 1 回程度設けており、学生からの質問などに対応している。さらに、オフィスアワー以外にも必要時質問等に応じている。

看護学科では、教員一人当たり 1 学年につき 5～6 人の 3 学年チューター制により、リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻では、担任制をとり、学習上の悩みなどに対して適切な指導助言を行う体制を整備している。また、視機能療法専攻でも随時相談に応じ、個々の学生が抱える問題を把握して助言指導し、学習に専念し安定した学生生活が送れるよう積極的に支援している。相談事項や問題への処置について教員間で緊密に連絡する体制をとるとともに、共用研究室（大部屋）の利点を生かして学生個人の学習成果に関する情報を日頃から教員相互で共有し、教員全員参加の体制で学生支援に努めている。

また、学生の悩みや問題を教員同士で共有して問題解決に努めている。専門的なアドバイスが必要な時は、専門職員による面談、カウンセリングを行っている。

看護学科では、成績下位層の学生には定期試験の終了後、保護者を含めた面談を実施している。

リハビリテーション学科理学療法専攻では、2 名の教員が学年担任となり学生の面談を定期的に行い、学習状況や学習環境の把握に努めている。

作業療法専攻では学年担任が定期的な面談を行い、学習上の悩みなどに対して適切な指導・助言を行う体制を整備している。さらに全教員が情報を共有し、状況に応じて専攻の全教員で対応する環境づくりをしている。

視機能療法専攻では学習成果を逐次評価することによって授業内容を微調整して学習成果が上がるよう努めている。すなわち、専任教員が担当する授業科目において、各教員が独自に作成した客観式試験問題を用いてプリテスト、ミニテスト、ミッドテスト、ポストテストといった大規模試験あるいは小規模試験を実施し、自動採点集計ソフト（SSくんⅢ）を用いて即時に学生全体及び学生個人があげた学習成果を測定するとともにその後の授業に活用する。学習成果は授業期間中に適宜点検する。こうした点検作業によって得られた時系列評価結果は、その後の授業へフィードバックさせている。学生個人及び学生全員の学習達成度は専攻教員間で開示して情報交換することによって教員相互が共有して、各教員が担当して各授業科目の相互の学習内容の点検や講義内容の重複回避などに役立てている。また、卒業を目前とした学期（3 年次後学期）にあつては、学習評価のランクが常に下位の学生については個別に、ある

いは該当する学生をグループとして、特別講義あるいは特別演習を企画して、学生全員が一定レベル以上の学習成果を得るように指導している。

全学生の成績や面談記録などの情報を共有するシステムを取っており、注意が必要な学生の対応に役立てている。また、教員に話しにくい内容については、学生支援室の利用を勧めている。個人情報厳守したうえで、支援室担当者と連携を図っている。

進度の早い学生や優秀学生に対しては、個別の指導を行っているが、計画的な対応は行われていない。成績優秀、もしくは学内外での積極的な社会貢献活動を行った学生に対しては、卒業時において理事長賞や学長賞などの褒賞にて評価している。

なお、留学生の受け入れ及び留学生の派遣については、学則に定めているが、実績はない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果については、さまざまな場面で説明しており、今後も継続して理解促進に努めることが課題である。

学生便覧等の印刷物で必要な情報を提供しているが、緊急連絡事項等を含みパソコン等のウェブによる提供が課題であり、学生グループウェアの構築を検討したい。

基礎学力が不足する学生への支援については、現在行っている学科ごとの補習やテスト以外にも、より一層充実した全学的な取り組みを行う必要がある。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

近年、学生の抱える問題や不安などは複雑化し、個々への対応が必要になってきている。本学では、学生生活を支援するための学内委員会として、「学生委員会」を設け、学生生活全般に関することを支援し、学生個々の相談ごとや問題についても対応している。

本学では、学生の組織として「学生自治会」があり、各学科の教職員から構成する学生委員会が中心に間接的指導を行い（顧問の位置づけ）、クラブ・サークル活動、学園祭、新入生歓迎会等に学生が主体的に取り組むよう支援している。これは厚生補導の重要な活動だと本学では位置づけている。クラブ・サークル活動は学生が主体的に設立したクラブを承認し、学生が立てた規則・計画に沿って活動している。（「平成医療バレーボール部」「ハンドボール部」「フットサル部」）

A館1階にある学生食堂は、バリアフリー型の座席148席を有し、平日11:00～13:30まで安価で栄養バランスのよい食事を提供している。食事以外の時間は図書室コーナーとして自己学習や交流の場として有効に活用している。平成27年度には、平成医療短期大学保護者会から助成を受け、食堂テラス席に日差しや少雨を避けるためのオーニングテントを設置した。学生が授業の合間等に休憩し談話等が出来るようA館各フロアには「ラウンジ」や「学生ホール」を配置している。ラウンジには平成25年度卒業生より卒業記念品として寄贈されたラウンジチェアを設置し、学生たちがくつろげる空間を提供している。また、各校舎に飲料水の自動販売機を設置している。隣接する病院内の売店やコンビニエンスストア、薬局等が校舎周辺にあり利便性が高い。

平成23年度より遠隔地出身の入学生を対象に、本学がエアコン、冷蔵庫等を配置した学生レジデンスを学生寮として契約し、平成27年度時点では12室を貸し出している。また、必要な学生には大学から近いアパートを有する不動産会社を紹介している。

専用の通学バスは運行していないが、公共バスのバス停が近く利便性がある。自転車通学生にはキャンパス内に駐輪場を2箇所整備している。住宅街にある本学は校舎敷地での学生用駐車場整備は困難であるため、自動車通学生には大学周辺の私設駐車場を紹介している。

奨学金は、「日本学生支援機構奨学金」「医療法人社団誠広会看護学生修学資金制度」を受ける学生が多い。平成27年度の「日本学生支援機構奨学金」は看護学科37.6%、リハビリテーション学科40.8%が支援を受けている。「医療法人社団誠広会看護学生修学資金制度」は32.5%が支援を受けており、これ以外の奨学金を受けている学生もいる。また、生活困窮による学費支払い困難な学生に対しては、学納金減免制度を利用して、学業継続の措置を図っている。また、平成26年度より学内ワークスタディ事業を実施しており、経済的に困窮している学生に対し学内業務を紹介し、賃金を支払うことにより支援している。

学生の健康管理は、学生委員会主導で年1回の健康診断を実施し、異常があった学生には受診を勧め、結果を報告させている。さらに、保健室を設置し、学生の病気や

怪我等の応急処置に対応している。体調不良を訴える学生には、看護師免許を持つ教員に連絡を取り、症状によって隣接する平野総合病院で受診させることとしている。

学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングに対して、不安や心配ごとを抱えている学生の把握は、学科毎に、チューターや担任が中心に行っている。また、学生相談室を設置し、学生の学業、進路、人間関係、経済的、身体的・心理的相談に学内相談員が対応しており、面談のほか専用の電話とメールでも随時相談可能となっている。学生相談室の利用については、学科・専攻内で、教員間に学生相談室のPRが進み、学生へ相談室の利用を促すことが多くなった。今年度、学生相談室を利用した学生は46名、相談の延べ件数は、電話、メール、書簡を含めると125件で平成25年度に比べて約1.6倍に増加した。また、各学科、専攻の担当者と学生相談室の相談員との連携が深まり、情報交換・情報共有ができ、よりよい学生の対応に繋がった事例が多くなった。

学内で対応が困難と判断される場合には、医師や臨床心理士など外部の専門家を招聘し問題解決に向けるシステムをとっている。

平成26年8月には、学修等アンケートを実施し、施設設備等について学生の意見や要望の聴取を行った。その結果をもとに今後は学習しやすい環境を整えていきたい。

また、平成25年度に学生の生活の実態調査を実施した。保護者に学生の状況を知っていただくと共に、引き続き支援をお願いするよう結果を文書で報告した。

現在、留学生及び社会人学生の受け入れはない。さらに、長期履修生を受け入れる体制もない。

平成20年度に整備したA館はエレベーター、障がい者用トイレ、バリアフリー型食堂等を整備している。

学生の社会的活動については、各医療・福祉関係の施設からのボランティア依頼があり、全て学生に掲示にて周知し積極的な参加を促している。依頼施設には『発達支援センターのぞみ』『ポッポの家』『岐阜リハビリテーションホーム』『黒野あそか苑』等がある。また、短大周辺の清掃をすることによって、地域に根差した短期大学として活動している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

禁煙活動やクリーン活動を行っているが、さらに充実する必要がある。

学生の健康管理では、保健室を設置し、学生の病気や怪我等の応急処置に看護師免許を持つ教員が対応している。学校保健安全法の規定による保健室運営等について、検討する必要がある。

メンタル面の支援に関しては、不安や心配ごとを抱えている学生を把握し学生相談室との連携強化がさらに必要である。学生相談室を気楽に利用できるようにアピールしていく必要がある。

学生の相談に適切に対応できるように、面談対応マニュアルの作成や学生面接に携わる教員の面接技術を高める必要がある。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学生の就職支援については、「学生委員会」にて組織しており、教職員が一致協力して就職支援活動を行っている。学生個々には、チューターや担任教員が面談等により進路の希望を把握し、学生委員会の教職員と連携を取りながら就職支援にあたっている。

就職情報等の資料は、学生が就職活動をより良く進められるように、図書室や教員の研究室に置いて、学生が閲覧できるようにしている。また、就職活動の相談には、チューターや担任教員が中心となり各種相談に応じている。

就職のための資格取得については、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の国家試験受験資格の取得に向けて取り組んでいる。また、就職試験対策等の支援として、1年次生には「接遇・マナー講座」、2年次生には「公務員等試験対策講座」、3年次生には「面接、論作文・履歴書の書き方講座」を開講している。

学科毎に卒業時の就職状況を把握・検討して、その結果を学生の就職支援に活用している。看護学科及びリハビリテーション学科理学療法専攻ともに求人数等から判断して、今後も高い水準を維持できるものと思われる。

進学に対する支援では、チューターや担任教員、その専門分野の教員を中心に進学希望の学生に対して相談に応じている。なお、今までのところ、留学を希望する学生はいない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

就職に関する相談などを受け、きめ細やかな指導がいきわたるような教職員を配置することが課題である。

各学科ともに、入学時から将来の職業観が明確である。しかしながら、社会人として求められる接遇・マナーやコミュニケーションが苦手な学生も見受けられる。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学者受け入れの方針は「入学者選抜要項」に明確に示している。また、大学案内に本学の養成する人材像を表記している。入試広報課を窓口とし、電話での問い合わせ、また来学者に対し適切に説明を行っている。学生募集活動においては、入試広報課を中心として全教職員と連携して高等学校訪問、進路ガイダンスへの参加を含め、定期的、継続的に実施している。併せて、高等学校から依頼される模擬講義や体験授業についても、積極的に参加し職業理解を深めるための広報活動を行っている。オープンキャンパスにおいては、教職員による本校の紹介に加え、在学生を主体とした実習体験、交流イベント等を実施し、参加者により近い目線での情報を提供している。

入試選抜方法は、各学科の教育目的・目標に添って行っている。入試方法は、A0入試（看護学科は除く）、指定校推薦入試、公募推薦入試、自己推薦入試、社会人特別入試、学士等特別入試、一般入試があり、多様な受験機会を提供している。実施にあたっては入試ごとに事前に担当者による「入学試験実行委員会」を開催し、公正かつ正確な実施体制を整え臨んでいる。また、選抜にあたっては、守秘義務を徹底し入学試験委員会により厳正に実施している。

入試事務に関しては、受験に関する問い合わせから願書受付、結果通知および入学手続きなど適切に対応している。

入学手続き済みの学生に対して、入学1か月程前に入学前準備教育を実施し、入学後の授業や学生生活を支援するオリエンテーション・模擬授業・グループ学習を行い必要な情報を提供している。また、入学前課題を与えて、入学後に役立つ事前学修を促進している。入学後は、学科教員と学務課職員が科目履修や学習姿勢、各種規程、奨学金制度等、学習、学生生活に関するオリエンテーションを行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学前準備教育は、入学後の学習意欲を高める上で非常に有効である。今後は学生生活についてのより詳しい情報提供を含め、内容を充実することが課題である。

◇基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項

図書館や実習室の利用については、常時開館時間の延長、夜間・土曜日開館を実施している。また国家試験前はさらに開館時間を延長し学生が学びやすい環境を提供している。

また医療職に就くためには、まずは一人の社会人として状況に応じたコミュニケーションを適切に図ることが必要であるため、挨拶、言葉遣い、身だしなみの指導をさまざまな場面で行っている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特記事項なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約を記述する。

教育目的を達成するための教育資源には人的資源と物的資源が含まれる。人的資源に関しては、短期大学設置基準に定める教員数を充足し教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。人事に関する取扱いも、各種規定に基づき適切に行われている。

物的資源に関しては、法令などに定められた校地・校舎設置基準を遵守するとともに、教育上必要な機器・備品は、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の養成所の指定基準に基づき整備し、常に使用できるよう維持管理している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室等を整備している。各室には適切な教育機器・備品を整備している。

財的資源に関しては、過去3年間の法人全体の資金収支差額は、平成21年4月の短期大学開学時の校舎建設、設備資金の短期借入金の返済完了と3年課程学生数の充足等に伴い、健全な財政状態が維持されている。短期大学の部門における資金収支及び消費収支の単年度収支においても黒字となっており、健全な財政である。予算編成から決算事務にわたり部門別の収支経理を明確化しており、短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握し、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分において「A2」の評価区分で正常状態と分析され、短期大学の存続を可能とする財政状況が維持されている。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

教育内容の充実を図るため、教職員の資質、教育能力、専門的能力を向上することができるFD、SD活動を推進する。

教育環境など物的資源の充実について、計画的な教具などの購入と保守点検に努める。

〔テーマ〕

基準Ⅲ-A 人的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

平成医療短期大学の教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。また、教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。人事に関する取扱いも各種規定に基づき適切に行われている。

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が無い範囲で教員個人が取り組み、各自の専門性に従って研究活動を積み上げている。その研究活動状況の公開は、紀要やホームページにより広く公表されている。平成27年10月には、FD委員会主催で外部講師による科研費申請書作成に関する研修会を行った。

事務組織の責任体制は、学校法人誠広学園事務組織規程において明確化しており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。事務局は、学習成果を向上させるため、業務の懸案事項、改善事項等の状況についてチェックし、事務処理の改善を行っている。教員に対しても学内グループウェア上で随時情報を伝達し、また学務委員会等各委員会において情報を共有するなど、連携を密にしている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

教員の研究活動については、引き続き科研費または他の研究資金への申請を促進する。

平成27年度よりFD委員会の下に5つの部会を設け、各部会において議論を深めた上でFD活動を進めている。今後も、教育活動の継続的な改善を図っていく。

思うような学習成果が得られない学生の原因として、社会の多様化に伴う様々な不安や悩みがあるのが現状である。教職員が連携して、より一層の協力体制を構築すべく努力する。

[区分]

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成医療短期大学及び看護学科・リハビリテーション学科の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準、養成校基準に則り、適切に編成されている。また、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の職位は、教員個人調書を基に学位、研究業績、臨床経験、教育実績等により短期大学基準を遵守している。専任教員と非常勤教員、補助教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、専門性や実績等を考慮して配置している。教員の採用、昇任などの手続きは、就業規則第2章、職員任免規程及び教員選考規程に基づいて適切に行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

専任教員数、教授数及び各教員の職位は短期大学設置基準を充足しているが、学習成果をより一層高めるために専任教員と非常勤教員の連携を強化する必要がある。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、研修会参加等)は、教育活動に支障が無い範囲で教員個人が取り組み、各自の専門分野の専門性に従って研究活動、社会的活動を積み上げている。このことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて研究成果をあげている。各専任教員の研究活動状況の公開は、毎年発行される「紀要」に著書、論文、発表、社会的活動をまとめている。また、ホームページの学科紹介の中に、主な教育研究業績・所属学会・社会的活動業績を広く公開している。紀要は年1回発刊しており、平成28年3月に第9号を発刊した。

教員は、個人研究費を活用し、学会等で活発に発表する等、研究成果を発表する機会を確保している。外部資金による科学研究費補助金は、平成26年度は8名が応募し、1名が採択された。

専任教員の研究活動に関する規定は、「平成医療短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」、「平成医療短期大学研究行動規範」で定め、学術研究が適切な方法で進められ、研究者が研究遂行上で遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。また、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の施行に伴い、平成27年4月、新たに「平成医療短期大学倫理審査実施規程」及び「平成医療短期大学倫理審査委員会規程」を整備した。公的資金については、文部科学省の策定した「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン」に基づき、「公的研究等事務取扱要綱」、「研究行動規範」、「公的研究費不正防止計画」の規定を定めて明文化している。

研究を行う環境については、教授、准教授、講師には個別の研究室、助教、助手には共同研究室が当てられている。また、願い出のあった専任教員に対し週1回の研修日を与え、研究活動を行う時間が確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、学校法人誠広学園就業規則等の規程が整備され、この規定により運用されている。

FD活動は、平成医療短期大学FD委員会規程を整備し、規程に基づいてFD活動を適切に行っている。各学科から選出された委員による委員会を開催し、活発な意見交換を行っている。また、年度初めの計画に従い活動を適切に実施している。平成27年度は、FD委員会の下に5つの部会(授業・学修評価部会、FD研修部会、教育倫理要綱作成部会、主体的学修研究部会、学生FD部会)を設置し、従来以上に幅広い活動を行った。

専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と緊密に連携している。平成27年6月には、研究倫理等研修会、不正防止講習を実施した。また、FD研修会を通して、各学科や専門学院教員との情報交換や連携を図っている。

専任教員が学生指導や学習指導を行う際は、学務課（学生支援室を含む）と密接な連携を図るようにしている。各学科には教務部長を置き、両者が円滑に協力できるような体制をとっている。授業を休みがちな学生や、成績が芳しくない学生への対応として「学生支援室」と連携を図っている。学生の個人情報厳守し、承諾が得られた学生情報については情報交換を行っている。不安を抱える学生に対しては、より多面的な支援を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

専任教員の研究活動においては成果を上げているものの、次のとおり更なる実績が求められる。

科研費、外部資金獲得に関連する学習会や近隣大学との共同研究などが不足している。科学研究費補助金等外部資金獲得に向け、研究活動をさらに活発化させていく。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

事務組織の責任体制は、学校法人誠広学園事務組織規程において明確化しており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

事務関係の諸規程は、文書取扱規程、公印規程、個人情報保護規程、情報公開規程、経理規程等事務処理関係規程を整備している。

A 館 1 階に学務課及び入試広報課、D 館 1 階に総務課の事務室を設け、それぞれ印刷室が整備されているほか、C 館及び E 館には印刷機、調合機、大型プリンターが整備されている。各職員には 1 人 1 パソコン体制となっているほか、経理システムや学生管理システムを導入しており、事務処理体制は整備されている。また、業務用自動車が 2 台配置され、一般事務や広報業務に効率的に利用できる体制が整備されている。

防災対策に関しては、A 館及び B 館校舎に民間警備会社のセキュリティシステムを設置しているほか、緊急連絡体制を整え、年 2 回の消防訓練を実施している。また、教務システムについては提携業者とのデータバックアップシステムを導入している。

SD 活動に関する規程として、平成 26 年 4 月に SD 推進委員会規程を整備し、規定

に基づき活動を行っている。具体的には、毎月 1 回の SD 研修の実施、新入職員を対象とした職員研修等を実施している。月 1 回の SD 研修では、各職員が自身の担当業務等をテーマに講師となり、発表や報告を行うことで、各人の能力開発、職員全体の意識向上、情報共有を図っている。

また、事務局課長会議を月 2 回開催し、業務の懸案事項、連絡調整事項等についてチェックし、その内容は課内会議で周知している。

教員に対しても学内グループウェア上で随時情報を伝達し、また学務委員会等各委員会において情報を共有するなど、連携を密にしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教職員の就業に関する事項については、学校法人誠広学園就業規則等諸規程に定められている。本規程は、教授会で改正内容などを審議し、理事会・評議員会に諮り、学内グループウェア上で掲載し、教職員がいつでも閲覧可能な状態にしている。

教職員の就業管理は、勤務時間、服务等就業規則に基づき適切に行っており、勤務休暇届等各種願等は管理職の確認を経て提出している。また、事務職員、時間給教職員は出退勤時刻をタイムカード等で管理している。なお、月別の勤務状況について全職員の出勤簿・勤務報告書を作成し日々の出勤管理が把握されている。就業に関わる各種届出（休暇届や出張伺など）は、グループウェア上でダウンロードできるようにしてあり、教職員の利便性を図っている。

また、全ての職員及び学生が個人として尊重されハラスメントが発生しない環境を整備することを目的として、平成 27 年 4 月「学校法人誠広学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」を定めた。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

【テーマ】

基準Ⅲ-B 物的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

校地、校舎、施設設備等については、短期大学設置基準の規定を充足している。A館はエレベーターや障がい者用トイレなどの設備を整備し、隣接するB館ともバリアフリー通路でつながっている。さらに、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理室は授業を行うための十分な整備がされている。

教育上必要な機器・備品は、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の養成所の指定基準に基づき整備し、常に使用できるよう維持管理している。また、予算編成時に各学科からの要望を聴取し、機器の充実化に努めている。

施設設備の維持管理は、経理規程及び固定資産・物品管理規程のほか施設使用規程を整備し、諸規程に従い維持管理されている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

防災や省エネルギー対策など、一層居心地の良いキャンパス・教育環境の整備に努める。

〔区分〕

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、校地を 7,458 m²有しており、短期大学設置基準（10 m²×収容定員 720 名＝7200 m²）の規定を充足している。運動場は、本学から 7km の西秋沢校地に 5,130 m²の野球場等（平成医療専門学院と共用）を所有している。

校舎の面積は 10,077 m²で短期大学設置基準（6,650 m²）の規定を充足している。校舎は障がいを持った学生にも対応しており、平成 20 年度に建設した A 館（3 階建）はエレベーター、障がい者用トイレなどを整備し、B 館との通路もバリアフリー化した渡り廊下となっている。

講義室 13 室、演習室 2 室、実験・実習室 17 室、情報処理室 1 室があり、授業を行うための十分な整備がされている。

教育上必要な機器・備品は、各職種の養成所の指定基準に基づき整備し、常に使用できるよう維持管理している。また、予算編成時に各学科からの要望を聴取し、機器の充実化に努めている。

図書館は、A 館 1 階に 285 m²の面積を所有し、平成 28 年 2 月 1 日現在、図書 21,758 冊、雑誌 204 誌（電子ジャーナル含む）、AV 資料 1,050 点、座席数 133 席を備え、読書や学習に適した環境を整えている。購入図書は、図書室運営委員を通じて各学科の推薦により選定されている。廃棄については、不用決定に関する取扱要領を図書室運営委員会で承認した。所蔵資料のほとんどは、関連図書であり、辞書類の参考図書も整備している。

B 館 4 階に 484 m²の体育館と 102 m²の柔道場があり、適切な広さを確保している。なお、地域開放の一環として時間外は地域スポーツ団体へ積極的な貸出を行なっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

経理規程及び固定資産・物品管理規程のほか施設使用規程を整備している。

火災・地震対策に関しては、消防法に基づき防火管理者を定め、消防計画を作成している。また、非常時に備えた学内の緊急時連絡網や異常気象に備えた対応マニュアルを整備し教職員に周知している。学生に対しては、注意すべき事項を学生便覧に掲載し周知している。火災対策の訓練として、隣接する平野総合病院、岐阜リハビリテーションホームと合同で年 2 回の消防訓練を実施している。各校舎の消防設備等は毎年保守点検等を適切に行っている。防犯対策としては、事務室に警備システムを設置しているほか、外部委託による夜間の校舎巡回警備を行っている。

コンピュータシステムは、ファイアウォールによる通信制御、学内の全端末へのウイルス対策ソフトの導入によりセキュリティ対策を講じている。また、図書館に設置しているパソコンには、ホームページの閲覧制限などの対策を行っている。さらに、教務システムについては提携業者とのデータバックアップシステムを導入している。

省エネルギー対策として国の行う省エネ運動に呼応し、学内の空調機の設定温度は、夏季 28℃・冬季 19℃に設定する等の節電、節水等への呼びかけ、クールビズ及びウォームビズの実施などを行っている。また、使用電力が管理目標数値を超えそうになると警告音が鳴るデマンド監視装置の設置、一部校舎での人感センサー付照明の利用や地球環境に配慮した消耗品等の購入に努めている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

省エネルギー対策を教職員や学生に周知し、実施しているが、継続的に取り組んでいくことが必要である。

〔テーマ〕

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室等を整備している。各室には適切な教育機器・備品を整備している。

情報処理室のコンピュータ機器については授業時間外にも活用できるよう開放した。情報処理室以外にも平成 26 年 3 月には A 館食堂の図書コーナーにアクティブラーニングやインターネットを活用して自主学習ができるフレキシブルスペースを整備した。さらに、コンピュータ機器を 20 台新設整備し学生の自主的な学びを支援した。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

平成 26 年度に導入した双方向対話型教育支援システムについては、専任教員を中心に活用が広がり一定の効果が出ている。今後さらに活用を拡大し教育内容の一層の充実を図りたい。

〔区分〕

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室等を整備している。各講義室には、マイク設備、プロジェクター、DVD/VHS プレイヤー、スクリーンを設備している。演習室には適切な教育機器・備品を備えている。各学科別の学内演習等がスムーズに行われるように設備の共同利用、さらに用具・モデル人形・シミュレーション人形を整備している。

各講義や演習などに必要な物品や機器は、年 1 回機器購入のためのヒヤリングを行い、その内容を検討・決定し、ハードおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

また、学生の学習支援及び情報処理能力の向上のために、情報処理室のコンピュータ機器については授業時間外にも活用できるよう開放している。情報処理室のコンピュータ 40 台については機能点検を行い、18 台のコンピュータを更新するなど維持管理に努めている。また、情報処理室以外にも平成 26 年 3 月には A 館食堂の図書コーナーにアクティブラーニングやインターネットを活用して自主学習ができるフレキシブルスペースを整備した図書情報コーナーとして整備し、コンピュータ機器を 20 台新設し学生の自主的な学びを充実支援した。しかし、学内 LAN の整備には至っていない。

平成 26 年度の新たな取組として、教職員間のコミュニケーションと連携を図り、建学の精神に基づく教育を推進するため、学内グループウェアの利用を開始した。本システムにより、教職員のスケジュール確認、施設予約、メール連絡がスムーズに行うことができるようになったほか、情報の共有化が実現した。また、平成 26 年 11

月には、教員と受講者との双方向性の高い授業を実現するために、「双方向対話型教育支援システム」を5つの講義室に導入した。

学生の情報技術の向上に関するトレーニングとしては、1年次の後期において情報化に対する知識・技能を修得することを目的とした授業科目（選択科目）を取り入れており、レポート作成などの学習に効果をあげている。特に、研究で必要となる表計算やパワーポイントを用いたプレゼンテーション技術の習得には力を入れている。看護学科では3年次の「課題研究事前演習」で、図書室の司書より文献検索の講義と演習を組み入れている。文献検索は医中誌 Web 版、メディカルオンラインを導入している。

多くの教員がパソコンを活用した授業を行っているが、教職員の情報技術向上については、個々の自己研鑽に任されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成 26 年度に導入した双方向対話型教育支援システムを、平成 27 年度にも追加設置した。これにより主な授業での本格利用が可能となるため、より有効に活用し、学生の主体的・能動的な学習を促進する。

【テーマ】

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

過去3年間の法人全体の資金収支差額は、3年課程学生数の充足等に伴い、健全な財政状態が維持されている。短期大学の部門における資金収支及び消費収支の単年度収支においても黒字となっており、健全な財政である。

予算編成から決算事務にわたり部門別の収支経理を明確化しており、短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握し、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分において「A2」の評価区分で正常状態と分析され、短期大学の存続を可能とする財政状況が維持されている。

平成24年10月29日開催の理事会・評議員会において決定された「学校法人誠広学園中期基本計画」として平成30年度までの基本計画により、大学校舎建設引当特定預金への繰入を行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

特記事項なし。

〔区分〕

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

過去 3 年間の法人全体の資金収支差額は、3 年課程学生数の充足等に伴い、当期収支差額は、平成 25 年度 25,290 千円、平成 26 年度 175,389 千円と健全な財政状態を維持している。平成 27 年度は学生駐輪場増設のため土地の購入を行ったため、216,961 千円と支出増となったがキャンパス整備のために必要な支出であり適切に資源を運用している。また、消費収支の帰属収支差額は平成 25 年度 231,495 千円、平成 26 年度 227,835 千円、平成 27 年度の事業活動収支差額は 233,838 千円を計上し経営が安定している。

予算編成から決算事務にわたり部門別の収支経理を明確化しており、短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握し、日本私立学校振興・共済事業団「私立学校運営の手引き」による定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分においては「A2」の評価区分で正常状態と分析され、短期大学の存続を可能とする財政状況が維持されている。

退職給与引当金は退職金の期末要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団の退職資金交付想定額を差し引いた全額を計上している。

学校法人誠広学園資金管理規程及び資金管理方針を定め、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則に適正に運用している。

短期大学の消費収支の教育研究経費の帰属収入に対する割合は、平成 25 年度 18.8%、平成 26 年度 19.5%となっている。平成 27 年度の教育研究経費 経常収入は 19.1%となっている。

平成 25 年度においては、短期大学の教育機器備品として 59,386 千円、図書等充実化のため 7,426 千円、講義室の増設のため 8,525 千円等を執行し、学修資源の充実を図っている。

平成 27 年度の各学科・専攻の入学定員充足率、収容定員充足率は以下のとおりである。

※平成 27 年度学校法人基礎調査の数値

	入学者数（入学定員）	充足率	現員（収容定員）	充足率
看護学科	83 名（80 名）	103.8%	251 名（240 名）	104.6%
リハビリテーション学科 理学療法専攻	90 名（80 名）	112.5%	248 名（240 名）	103.3%
リハビリテーション学科 作業療法専攻	44 名（40 名）	110.0%	76 名（80 名）	95.0%
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	29 名（40 名）	72.5%	57 名（80 名）	71.3%
合計	246 名（240 名）	102.5%	632 名（640 名）	98.8%

視機能療法専攻において定員を若干下回るものの、全体では入学定員充足率 102.5%、収容定員充足率 98.8%と概ね充足しているといえる。

よって、短期大学部門における資金収支及び消費収支の単年度収支においては前述のとおり収入超過傾向を維持し、健全な財務状況である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 24 年 10 月 29 日開催の理事会・評議員会において決定された「学校法人誠広学

園中期基本計画」として平成 30 年度までの計画が承認されている。また、計画の現状分析で、就学年齢、高学歴志向、就職動向等に配意し、決算状況を基に適切に収支を見込んだ中期基本計画を作成している。

- ①学生募集方針と実績を踏まえた学生数を基に学納金収入の計画を作成している。
- ②短期大学基準、養成校指定規則基準及び必要教員数を精査し、職位、人員とも適切な人事計画を作成している。
- ③将来計画として、必要な施設設備に係る事業費を積算して、2 号基本金に計画を計上している。

中期基本計画は教員組織と施設整備の確保等について、教授会等で説明し、学位の取得、研究研鑽及び健全経営の確保など計画推進について共有している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

◇基準Ⅲについての特記事項

特記事項なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約を記述する。

理事長は、平成12年3月に就任以降15年にわたり、建学の精神及び教育理念・目的に基づき、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。

また、常任理事会を置き、常務理事及び常任理事が理事長を補佐し、理事長のリーダーシップのもと連携しながら法人執務を実施している。

学長は平成医療短期大学長選任規程に基づき選任され、リーダーシップを発揮している。大学運営に関し全教職員から信頼され、建学の精神に基づき、教育の質の保証に向けて、常に向上・充実に努めている。

理事会・評議員会は、寄付行為に基づき適切に運営している。学校法人は中期基本計画を作成している。また、毎年度予算編成方針を周知し、関係部門の予算要求を調整のうえ、事業計画と予算書を作成し、3月理事会で決定している。

監事は、寄附行為及び学校法人誠広学園監事監査規程に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を確実に実施している。

学長は、教授会を学則及び教授会規程に基づき開催し、各種議題の審議を進め、適切に運営している。

教育情報及び財務情報は学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公表・公開し、本学のホームページに掲載している。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

本学の教育等の課題と改善策については、教育改革委員会の中の各付託委員会で引き続き検討していく。

【テーマ】

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

理事長は、本学の前身である医療法人社団誠広会理事長や関連病院長を務め、医療従事者としての識見も豊富である。理事会に関しては、寄附行為第 13 条の 2 の規定に基づき毎月第 2 火曜日に常任理事会を主宰し、法人の理事長執務を決定するなど、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人業務を総理し、法人の目的の推進発展に寄与している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

特記事項なし。

〔区分〕

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
- ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
- ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
- ②理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。
- ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

理事長は、医師として現在まで医療分野に従事し、現職に就任した平成12年3月以前より本学の前身である医療法人社団誠広会理事長や病院長として学校運営に長年携わり医療職の養成については熟知し識見も豊富である。寄附行為第15条（理事長の職務）の規定により、理事長は学校法人を代表しその業務を総理すると規定しており、理事会の開催はもとより寄附行為第13条の2の規定に基づく常任理事会を毎月第2火曜日に主宰し、法人業務を決定するなど、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。

理事長は、寄付行為第34条の規定に基づき、平成26年度会計について、平成27年5月27日に監事の監査を受け、平成27年5月28日に理事会の議決を経た後、評議員会に報告し意見を求め承認を得た。理事長は、寄付行為第13条（理事会）の規定に基づき、平成27年度は理事会を5月28日、3月24日に開催し、意思決定機関として適切に運営している。

平成26年度の第三者評価受審については、26年度事業計画として諮られると共に、

受審後の評価結果についても報告がなされており、理事会は第三者評価に対する役割を果たし責任を負っていると言える。理事会は、寄附行為の定める基本方針により、本学の管理運営に必要な諸規程を定めている。

理事は、寄附行為に基づき、理事(7名)、監事(2名)で構成されている。

現員は、理事長の他に理事長を補佐し法人業務を分掌する常務理事1名、理事会事項を事前審議する常任理事1名である。法人の意思決定機関として適切に運営されている。

寄附行為第12条（役員の解任及び退任）は、学校教育法第9条の規定を準用している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

【テーマ】

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学長は、建学の精神に基づき、学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実に努めており、大学運営全般においてリーダーシップを発揮している。

学長は、教授会を学則及び教授会規程に基づき開催し、各種議題の審議を進め、適切に運営している。なお、平成 27 年 4 月の学校教育法の改正に伴い、学則及び教授会規程の改正を行い、学長のリーダーシップを明確に示した。

教授会は、学習成果の獲得及び建学の精神、教育目的、三つの方針に対する認識を有しており、その認識に基づき各種議題について審議し、学長の求めに応じ意見を述べている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

特記事項なし。

〔区分〕

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

②学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

③学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

④教授会の議事録を整備している。

⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学長は、教育運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。

学長は、平成 25 年 4 月に就任した。専門分野は「小児病態学」で多数の論文を発表し著書も多い。また、岐阜大学医学部長や大学院医学系研究科長などを歴任し、さらに全国組織である日本小児アレルギー学会理事長、日本アレルギー学会常務理事などの要職も歴任している。長年の教職及び役職経験から大学教育、医療職養成に対する識見も豊富である。

また、法人の理事も兼ね法人の最高意思決定機関のメンバーとして、また常任理事会のメンバーとして日常業務の決定にも参加し、法人部門においては将来構想の策定、教学部門においては教育研究の充実に向けた実践計画の策定に取り組むなど、多岐にわたる任務を遂行している。平成 25 年度から活動を開始した「教育改革実行委員会」の委員長を務め、本学の教育研究活動を推進するためにその運営責任を全うしている。「教育改革実行委員会」では、学生が修得すべき学習成果を明確化するため、「学位授与の方針」「教育課程・編成の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの方針の改訂を行った。また、平成 25 年度には私立大学等改革総合支援事業のタイプ 1（大学教育質転換型）の選定校として、「私立大学等教育研究活性化設備

整備事業」の国庫補助制度を活用し、学生が自ら情報収集しながら学習が進められるようフレキシブルスペースの整備をした。また、同様の補助制度により、平成 26 年度には双方向対話型教育支援システムを導入し、平成 27 年度に追加設置した。

学長は、平成医療短期大学長選任規程に基づき、平成 24 年 10 月 29 日開催の理事会で選任されている。

寄附行為実施規則第 5 条で学長の職務を明記しており、建学の精神に基づき質の高い教育を最も重要な責務とし教育研究に関する運営を統括している。また、教授会をはじめとする各種委員会を統括し教学運営の職務遂行に努めている。

教授会は学則第 7 条の規定に基づき設置されており、必要な事項は教授会規程に定められている。また、平成 27 年 4 月の学校教育法改正に伴い教授会規程を改正し、学長は教授会が意見を述べる事項を教授会に周知した。学長は教授会を学則及び教授会規程に基づき開催し、各種議題の審議を進め、教育研究上の審議機関として適切に運営している。また、全ての教授会について議事録を整備し、審議内容を記録・保管している。教授会は、学習成果の獲得及び建学の精神、教育目的、三つの方針に対する認識を有しており、その認識に基づき各種議題について審議し、学長の求めに応じ意見を述べている。また、教授会の下に学内委員会を設置し、各委員会規程に基づいて委員長を中心に適切に運営している。学内委員会は 16 種類あり、学務、FD、学生委員会など、短期大学運営に関する重要事項を審議している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題を記述する。

本学の教育等の課題について、学長のリーダーシップの下、全教職員が継続的に取り組むことが必要である。

【テーマ】

基準Ⅳ-C ガバナンス

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

監事は、寄付行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を確実に実施している。また、理事会に出席して、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。

決算監査については、法人運営・教育活動・財務状況について事務局担当者より説明を受け実施している。監査結果については、毎会計年度、監査報告書を作成し会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄付行為に基づき構成されており、理事長において予め評議員会の意見を聴く体制で運営している。

学校法人及び短期大学は、中期計画に基づいた毎年度の事業計画を前年の 12 月頃に常任理事会で決定し、3 月理事会の議案上程に向け事業計画と予算編成を行っている。

資産及び資金の管理・運用は、規程に基づき安全かつ適正に管理されている。寄附金の募集及び学校債の発行は行っていない。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

特記事項なし。

〔区分〕

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

監事は、寄付行為第 8 条及び学校法人誠広学園監事規程に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を確実に実施している。前期分の中間監査、決算監査に加え、月毎の収支経理書類について税理士による監事監査を恒例的に実施している。また、監事は理事会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。平成 26 年度の決算監査については、平成 27 年 5 月 27 日に法人運営・教育活動・財務状況について、会計担当理事等から説明を受け監査を実施のうえ監査報告書を作成し、5 月 28 日の理事会及び評議員会に提出している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

評議員会は、寄付行為第 19 条第 2 項の規定において、評議員数は 16 人と規定されており、理事定数 7 人の 2 倍を超える評議員で組織している。また、評議員会は私立学校法第 42 条の規定に定めるところに従い、寄附行為第 21 条(諮問事項)を規定し、理事長において予め評議員会の意見を聴く体制で運営している。特に、評議員会の諮問事項とされる予算、事業計画については評議員会の意見を聴いた後、理事会を開催し最終審議している。

平成 26 年度の第三者評価の際に「向上・充実のための課題」として挙げられた評議員会欠席者の委任状様式については、議案ごとに賛否を問う形の委任状に改善した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

以下の観点に基づき現状と課題を記述する。

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

予算編成については、前年度の12月に予算編成方針を決定している。その後、教授会において教職員への周知、各部門からの予算要求書を受けて、法人本部において予算の精査を行い、常任理事会の査定をへて事業計画及び予算の理事長案を作成している。3月に評議員会の意見をを得て理事会に諮り決定している。

年度予算の執行にあたっては、予算配分の必要な研究費、図書費などの項目について、常任理事会に諮り部門別の配分額を文書で通知している。また、月別の資金計画を作成し、資金管理の適正化に努めている。また、会計執行状況と予算対比について、各月毎に総務経理担当者が作成し経理責任者から経理統括責任者及び理事長に報告している。

計算書類・財産目録等は、公認会計士の四半期毎の監査を受け、経営状況及び財産状態を適正に表示している。また、公認会計士監査報告での特別の意見はない。

資産及び資金の管理・運用は、学校法人会計基準及び経理規程、経理規程施行細則、固定資産・物品管理規程、資金管理規程に基づいて、管理台帳、資金出納簿等を作成し、安全かつ適正に管理している。寄付金の募集及び学校債の発行は該当がない。また、法令に則り、本学のホームページ上にて教育情報の公表及び財務情報の公開を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

特記事項なし。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

特記事項なし。

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

年1回本学・専門学院合同の学園祭と同時に講演を開催しており、本短期大学での取り組みを市民に公表する場ともなっている。その周知は、ホームページ上での案内および近隣地域にはチラシを配付するなど地域住民の参加を促している。平成27年度には、「認知症予防」というテーマで岐阜大学医学部教授の犬塚 貴氏の講演を行った。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

講演は定着してきており、市民の参加者も徐々に増えてきている。学園祭への市民の参加は年々増加傾向にあるが、今後も広く参加者を集められるよう努めていきたい。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

学園祭での講演は定着してきているため、今後も引き続き地域住民の方々も含め広く参加者を集めていく。

その他の講演会や生涯学習授業などについては、今後検討が必要である。

基準(2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

行政との交流としては、短期大学所在地である岐阜市保健所より毎年依頼を受け「呼吸器教室」の講師として教員を派遣している。呼吸器教室の講師派遣は短期大学開学前も、本学園の専門学院に依頼があり、当時から引き続き交流を継続しているものである。また、岐阜県介護従事者研修会の講師派遣・マニュアル作成や岐阜県痰吸引等研修指導者養成研修の講師派遣など、地域の健康増進事業に貢献している。

関係団体としては、看護学科は、岐阜県看護協会の研修会に教員を講師として派遣し、研修会へ参加をすることによって交流を深めている。リハビリテーション学科理学療法専攻は、岐阜地域連携病院リハビリ研修会、岐阜県理学療法学会などに教員を講師として派遣している。作業療法専攻では、岐阜県作業療法士会の研修会や東海北陸作業療法学会などに教員を講師として派遣している。

また、教育活動においては、岐阜大学医学部教育開発研究センターや揖斐北西部地域医療センターで行われている専門職連携教育（IPE）に参加している。他に、愛知学院大学、日本福祉大学、中部学院大学、岐阜医療科学大学、岐阜市医師会准看護学校、大垣医師会看護専門学校、また、県立高校では、岐阜総合学園高等学校、揖斐高

等学校などに非常勤講師や学校評議委員として教員を派遣している。

学生の健康知識獲得の意味から岐阜県主催の「薬物乱用防止出前講座」を、行政の活動を認識しながら毎年実施している。

文化団体との交流として「FC 岐阜」を応援スポンサーになっている。学園祭ではキックターゲットやサイン会を催し、学生や地域の人と選手が交流することによって地域のスポーツ振興と地域の活性化に寄与している。

体育館は本学の学生だけではなく地域のスポーツクラブや他大学のクラブ活動に開放している。例えばバレーボール、バスケットボール、フットサルなどの団体が利用し、空き時間がない状態である。また柔道場も地域の柔道クラブに貸し出しをしており、地域のスポーツの活性化に寄与している。

全学で短大周辺の清掃（クリーン活動）をすることによって、地域に在る短大として活動している。また、教員は毎月1回、道路の清掃などの環境整備、吸い殻などの回収を行っている。

春・秋・冬の交通安全運動週間には、教職員が短大周辺の路上に出て、学生に対して交通安全に対する指導と地域の人々への積極的な挨拶を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

医療職養成校として、地域医療福祉に対して有用な人材を輩出することが使命である。このため、地域が求める人材の育成に努めることが肝要であり、地域の医療福祉関係者等と連携した教育を推進することが必要である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

地域社会が求める人材を育成し貢献するため、卒後調査、地域医療福祉関係者との連携を強化した教育を推進する。

基準（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

近隣の医療・福祉関係の施設、肢体不自由児施設、特別支援学校や「FC 岐阜」からのボランティア依頼があり、多くの学生が参加している。教員は学生にボランティア内容を掲示し、啓蒙をはじめ、施設への連絡、調整を主な役割として行っている。それらの施設としては、「平野総合病院」「岐阜リハビリテーションホーム」「特別養護老人ホーム黒野あそか苑」「特別養護老人ホームやすらぎの里 川部苑」「岐阜地域児童発達支援センターポッポの家」などである。また、これらの施設は実習施設である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

ボランティアに対する参加意識は、少数の学生は高いと感じられるものの、多くの学生は参加を躊躇している状況である。入学当初より計画的な啓蒙活動が今後の課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

学生のボランティアについて、入学当初より、医療人としての心構えを持たせるように教育し、自主的な参加を促進する。